

## 環境情報の利用促進に関する検討委員会（第2回）

日時：平成23年12月13日（火）15：00～17：58

場所：新日本有限責任監査法人内 霞が関ビル33階セミナールームB

- 1．開会挨拶
- 2．気候変動情報の利用に関する報告
- 3．ワーキンググループの中間報告
  - (1) サステナブルVCMワーキング
  - (2) ICT環境利用ワーキング
- 4．調査の結果及び環境経営・環境報告に関する官民連携策について
- 5．閉会・今後の進め方

### （配布資料）

- ・ 資料1：環境情報の利用促進に関する検討委員会 委員名簿
- ・ 資料2：CDP気候変動情報の利用に関する報告（CDP事務局森澤氏報告資料）
- ・ 資料3 - 1：サステナブルVCMワーキンググループ（中間報告）
- ・ 資料4 - 1：ICT環境利用ワーキンググループ（中間報告）
- ・ 資料4 - 2：環境経営において求められる取組（総括質問表）
- ・ 資料4 - 3：環境報告ガイドラインと環境法令等の届出・報告事項との関連
- ・ 資料5：事業者意識調査の結果（速報）
- ・ 資料6：ヒアリング調査の結果（速報）
- ・ 資料7：環境経営・環境報告に関する官民連携策（案）
- ・ 参考資料1：環境経営促進のためのICT環境利用に関するアイデア募集結果（概要）
- ・ 参考資料2：金融庁 次世代EDINET概要
- ・ 参考資料3：XBRLの概要
- ・ 参考資料4：BLOOMBERG ESG DATA
- ・ 参考資料5：環境経営の現状
- ・ 参考資料6：「地球との情報共有に関する検討会」からのご意見

事務局 本日はお忙しいところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより第2回環境情報の利用促進に関する検討委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、環境省総合環境政策局環境経済課、猿田課長補佐よりごあいさつを申し上げます。よろしく願います。

猿田課長補佐 環境省環境経済課の課長補佐の猿田でございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、今回は、環境経営と環境情報改正の利用ということの検討会でございますが、委員の皆様を初めといたしまして、いろんな企業の方々へのヒアリングですとか意識調査ということで、多くの皆様にご協力をいただきました。その結果もあわせてご報告させていただきますが、検討委員会の進行にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

第1回目の検討委員会におきまして、後藤委員長からのご発言もございましたとおり、本検討委員会では、2020年に向けて、我が国の環境経営が目指すべき姿と申しますか、目指していく姿を実現していると。そのために、国なり民間がどういうことをやっていけばよいのかということをご議論いただくということでございます。

昨今でございますが、COP17で採択されました2020年に向けた新しい枠組みへの検討ということも始まるということでございます。国際的な環境に関する動きですとか規制とか枠組みというものも大きく動いていくと。また、情報開示に関しましても、新興国を初めとする社会的責任などの管理というものもますます大きな進展が想定されるというふうに考えております。

そのような中で、我が国が、環境経営や環境報告、そして環境金融といった課題にどのように、いかにやっていくべきなのかとか、また、環境省のほうで平成16年に制定いたしました環境配慮促進法の制定から7年たっております。参考資料5のほうには添付させていただいておりますが、その平成16年から推移を見ますと、なかなか開示の状況であるとか環境マネジメントといったものは、数字の上ではそれほど進展が図れていないというところもございますので、やはりその利用促進を図っていくとか、そういうものは大きな課題であろうというふうに思っています。

そのために、どのような施策をやっていけばよいのか。改善点であるとか、そういったことを幅広い視点からぜひご議論をしていただければというふうに考えております。

委員会の委員の皆様に関しましても、活発なご議論のほうをぜひともよろしく願います。

たします。

以上です。

事務局 本日の委員の皆様方の出欠状況ですけれども、本日、水口委員のほうでご欠席と伺っております。また、庄子委員が1時間半程度遅れてご到着の予定でございます。それから、オブザーバーとしてCDP ジャパンの森澤様にお越しいただいておまして、議論のほうにも参加していただきます。また、金融庁総務企画局企業開示課の糸魚川様、それから経済産業省産業技術環境局環境調和産業推進室の柳川様、葉山様にお越しいただいております。

それでは、以後の議事進行につきましては後藤委員長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

後藤委員長 皆さん、こんにちは。後藤でございます。今日は3時間ですが、実は中身が盛りだくさんでございまして、時間がたっぷりあるということではなくて、かなり窮屈ですが、重要な会議でもございますので、中身の濃い議論をしていただければと思っております。

それでは、まず本日の議事予定について、事務局から。

事務局 手短にご案内いたします。

お手元にお配りしております議事次第をご覧くださいと思います。本日の会議は18時まで予定しております。前半でCDPの取組に関して森澤さんよりご紹介いただきます。その後、質疑応答等を挟みまして、前回の委員会以降に開催された二つのワーキングに関する中間報告をいただきまして、ここで一旦休憩となります。それから、委員会の後半では、今回実施した事業者の意識調査と事業者のヒアリング調査の結果報告、これを受けて、皆様に環境経営の普及と環境情報利用に関する官民連携策についてご議論をいただく予定となっております。

それから、配付資料の確認をいただきたいと思っておりますけれども、議事次第をちょっとめくっていただきまして、資料1といたしまして委員名簿。それから資料2といたしまして、森澤さんのCDPのご報告資料となっております。それから、資料3-1といたしまして、サステナブルVCMワーキンググループの中間報告。それから資料4-1でございますが、ICT環境利用ワーキンググループの中間報告となっております。続きまして、資料4-2といたしまして、環境経営において求められる取組（総括質問表）がございます。それから、資料4-3といたしまして、A3横長の資料になりますけれども、環境報告ガイドラインと環

境法令等の届出・報告事項との関連。それから資料 5 といたしまして、意識調査の結果。それから、資料 6 としましてヒアリング調査の結果。それから、資料 7 に官民連携策の（案）。

それから、さらに参考資料といたしまして、アイデア募集結果と、金融庁次世代 EDINET 概要、XBRL の概要。それから参考資料 4 としまして、BLOOMBERG ESG DATA。それから参考資料 5 といたしまして、環境経営の現状。最後に、参考資料 6 といたしまして、「地域との情報共有に関する検討会」からのご意見ということになっております。もし、不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

後藤委員長 ありがとうございます。それでは、早速入りますが、議事の 2. で、CDP における気候変動情報の利用状況の紹介としまして、森澤様からご説明いただきます。

10 分以内ということで、よろしく申し上げます。

森澤氏 座ったままで失礼いたします。よろしく願いいたします。カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトの森澤でございます。

今日は、環境情報の利用に関する検討委員会ということで、そちらのほうの、どのように使われているか、CDP のシステムについて少しご説明させていただきたいと思います。

まず、CDP 第 1 期としまして開始しまして、企業の回答を、機関投資家の利用を促進していたと。これは、企業、ステークホルダーの理解に寄与していたかと思います。

その後、2009 年になりますが、CDP2.0 というデータマネジメント基盤ができました。これが今現在になります。このシステムの変革に伴いまして、その第 1 期とは大幅に変わりました。データベース化がなっただけで、これによりまして、2010 年より、回答いただきます企業様にとりましては、回答オンラインシステムに入力していただくことになりました。

機関投資家、各国政府がデータを簡単に入手することができまして、分析が可能になっておりますし、また、回答企業がカーボンマネジメント、セクター分析、戦略上の意思決定に活用いただくことも可能になってまいりました。サプライチェーンメンバー企業も、サプライチェーンを含めまして、カーボンマネジメント、意思決定に活用いただきます。

また、今日は少し時間がありましたら、その次に考えております CDP といいますか、CDSB と CDP 一緒の事務局をさせていただいておりますが、XBRL のプロジェクトを開始しております。そちらの部分も少し現段階での予定をご紹介させていただければと思います。

まず、CDP、今、投資家からの質問書ということをご存じいただいているかと思いますが、CDP が質問書を送付する。企業のほうに送付させていただきます投資家用の質問書、左上になりますが、これは 2 月 1 日に質問書を送付しています。2003 年より送付を開始しまして、2011 年、今年は 9 回目になります。

横に行きますと、これは 2010 年から開始いたしました、CDP ウォーター質問書、これも投資家からの開示要請ということで、企業のほうに送付させていただきますが、これは 2 月 1 日に企業のほうに送付させていただきます。

下に行きますと、サプライチェーンプロジェクト、これは顧客企業から取引先に対しまして開示要請するというので、2008 年より送付を実施しておりまして、4 月 1 日に質問書を送付します。また、パブリックプロキュアメント、サプライチェーンプロジェクトと同様なんです、政府からの開示要請ということで、4 月 1 日に質問書を送付させていただきます。これは 2009 年より実施しております。

これは、CDP の開示企業数の変遷なんです、カーボンのみになりますが、まず、2003 年に質問書を送付しまして、これはグローバル 500 社の方に質問書を送付させていただきました。235 社が回答をいただいて、2006 年に世界的な拡大になりまして、このときに、ジャパン 150 というのも開始いたしました。サプライチェーンプロジェクトが 2008 年に開始しまして、そのときに、2,200 社が CDP のほうにデータを開示していただいていると。このようにどんどん増えてきている。2010 年から、この先ほど申し上げました 2.0 というものが使えるようになってきました。この中には水の情報開示、2010 年に開始しておりますが、あとは、自治体の情報開示、これも 2010 年から開始しておりますが、こちらのほうは含まれておりません。これは企業数、カーボンのみというふうにさせていただきます。

CDP のデータですが、これはご存じいただいていることかと思いますが、BLOOMBERG の金融情報端末に CDP の企業の回答が出ております。これで投資家の方は見ていただくことが可能になっております。

また、グーグルに、Google finance に CDP の開示スコア、何点であるかというところのみですが、そちらのほうが出る形になっております。

CDP のデータマネジメント、2009 年にできました CDP2.0 ですが、これは CDP、NPO だけでつくったわけではございません。コンソーシアムメンバーとして、3 社ございます。アクセンチュアさんとマイクロソフト、SAP さん。こちらの 3 社のほうが、ご支援いただ

きまして、このシステムが構築できました。参考としまして、2009年9月24日にアクセントチュアさんのプレスリリースがございますので、日本語で出ておりますので、その内容といえますか、提携内容をご覧いただくことも可能です。

これによりまして、CDPの企業の回答ですが、従来のウェブサイトからのダウンロード、1社ずつダウンロードしていただいて、PDF形式で見てください。これから大幅に変わりました。2010年からカーボンマネジメント、分析での回答活用の飛躍的な向上になります。これは、CDPアナリティックツールというのがございまして、回答データをアクセスすることがいただけますし、定型レポート、自由レポートとして作成していただくことができます。エクセル、PDF形式で見てくださいが可能になりました。

このCDPのアナリティックツール、SAPのBusiness Objectというものを使っておりまして、2010年の秋から開始しております。データベースは、2007年以降、CDPの投資家質問書及びCDPのサプライチェーン質問書の回答データですね。あとは、2010年以降のCDPのウォーターの質問書になっています。

データのアクセスレベルですが、メンバー投資家、これはCDPの署名投資機関の中でも、メンバーという上位の位置づけがございまして、こちらのメンバーに関しましては、アナリティックツールで全企業回答を見てくださいが可能です。また、CDPには、レポーターサービス、これは2010年から開始しております。これは回答企業さんが契約していただくことが可能です。それは、企業さんが公表されている全回答を見てくださいまして、先ほどのデータを活用していただくことが可能になりました。また、CDPのサプライチェーンメンバー、これは有料のメンバー制度をとっておりますが、入っていただきますと、メンバーさんにとりまします全サプライヤーさんの回答を見てくださいがことができます。

このCDPのアナリティックツールなのですが、SAPのBusiness Objectですが、質問番号と、企業・セクター・地域を、利用者が自由に選択していただきまして、エクセル形式であったりとか、PDF形式であったりとして、グラフにしたりとして見てくださいがことができます。2010年から開始しましたが、日本企業さんも2010年から活用していただいている企業さんがございます。これは全世界的にそういうことを活用したいと思っていただく企業さんもございまして、活用していただいております。

今、CDPのアナリティックツールをご説明させていただいたのですが、サプライチェーンメンバーとしまして、フィリップスさん、こちらのほうが公開していらっしゃいますデータとしまして、少しご紹介させていただきます。

フィリップスさんのほうでは、サプライヤーさんの Sustainability Involvement Program としまして、この Energy Supply Chain Carbon Footprint におきましては、Carbon Disclosure Project を活用するというふうに位置づけていただいています。

2010 年にサプライチェーンのメンバーに入っていただきまして、それで、今これはフィリップスさんの発表資料の部分から持ってきておりますが、こちらのほうは、2010 年に入っていただいた段階で、送付いただきましたのは、実際、サプライヤー 18 社しか質問書を送付できなかったのですが、CDP を通してですが、2011 年は 85 社、来年 2012 年は 500 社に送るということを計画していただいています。

これは、横にありますのは、各サプライチェーンのメンバー企業さん向けに各レポートをつくっております。A.T.カーニーがつくっておりますが、その中の抜粋としまして、サプライヤーさんごとに点数をつけていらっしゃって、その中で、そのサプライヤーさんは、全サプライヤーさん、これはフィリップスさんだけでなく、このプロジェクトに入っている全サプライヤーにおいて、何位であるかという、いろんな点数が出てくるわけなのですが、その部分を評価していただいているというような形になります。そのようにデータを活用していただいております。

これは、日本企業さんはまだなかなか入っていただけていないんですが、全世界では 60 社入っていただけておりまして、そちらのほうは、日本は今年は花王さんだけなんですが入っていただいて、このレポートといいますのは、公開しておりませんので、メンバー企業さんのみこのレポートが、自分のサプライヤーさんはどういう状況であるかということを見ていただくことが可能になっています。

これは、サプライヤー・ロードマップ。このサプライチェーンプロジェクトに入っている全メンバー企業さんの中で、これは CDP がつくったのではなく、サプライチェーンメンバーが、デルさんを含め、そういったところが、大どころ、皆さんがちょっと会議されまして、作成いただいたんですが、まずサプライヤーさんのステージとしては、この質問項目、2011 年の質問項目のこの部分は必須として回答してもらいたい。ステージ 2、その上になりますと、このあたりを回答してほしいと。できればステージ 3 まで行ってほしいということで、質問書に応じて、どれがサプライヤーさんにとって、自分たちのサプライヤーさんが回答していただくような、開示していただくような項目であるかということを確認していただいています。そういった活動ということ、データをもとに、していただいています。

CDP の回答の活用、これはご存じいただいているかと思いますが、年間 30 を超えます CDP のレポート、国別、CDP ジャパンもそうですが、グローバルレポート、地域別、セクター別レポートがございます。ほかに、水のレポート、サプライチェーンのサマリーレポート。先ほどのような企業さんごとのレポートというのは公開しておりませんが、サマリーレポートというものは公開しております。あと、パブリックプロキユアメントのサマリーレポート。あと、CDP のリサーチレポートは、CDP 単独であったりとか、リサーチ会社さんと一緒に提携させていただいているものがございますので、これは URL を載せておりますので、見ていただければと思います。

あと、オペレーショナル・パートナーというのが、いろんなところが、先ほどのグローバルパートナー以外に、CDP と手を組んでいただくということで、これは皆さん、パートナーになっていただくカルキュレーション・パートナー、コンサルタンシー・パートナーとか、データパートナー。データパートナーの中には、Bloomberg さん、MSCI さん初め、ロータスさんを初め、いろいろ入っていらっしゃいます。これも URL に出ておりますので、見ていただければと思います。

気候変動の情報開示審議会、これの CDSB というものがございます。この事務局を CDP も担当しておりますが、テクニカルワーキンググループには 4 大会計事務所さん、各国の会計士協会さんですね。事務所協会ではなく、会計士協会さんと、日本も、日本公認会計士協会さんも入っていただいておりますが、あとアドバイザリーグループというところになってきています。

この中で、CDSB の XBRL プロジェクトというものを開始しました。これは、テクニカルワーキンググループ、先ほど申し上げましたが、その横に、CCRF XBRL プロジェクトチームというものができておまして、CCRF を XBRL で見るという形で、今つくりつつあります。

タクソノミーの目的と期待される効用の例としましては、報告と情報交換の正確性向上で費用が大幅に削減できる。XBRL は、ほかの分野でも既に相当なコスト削減効果をもたらすということを実証していらっしゃいますので、これを使おうということを考えております。また、B2B データにかかります費用を削減できる。先ほどご説明しましたようなサプライチェーンプロジェクトもそうですが、バリューチェーンにおけます GHG データの報告が重要視されておりますが、この分野におきまして、このタクソノミーを使えば、大幅に費用を削減できるのではないかと。



このタクソミーの開発。担当者から、CCRF のタクソミー開発というよりも、気候変動情報のシングルタクソミーとしまして、CDSB の CCRF だけでなく、CDP もあわせてやっておりますので、気候変動情報のタクソミー開発というふうに少しとらえてください。今の段階、計画、分析、デザイン、タクソミー開発というような中で、2、3 のあたりに入ってきています。でき上がりますと、次に諮問という形になってきます。

最後、CDP の URL、このような形で出ておりますし、先ほどご紹介しました CDSB、来年 2 月 23 日にシンポジウムを開催いたします。タクソミーも紹介させていただきます。

少し長くなりました。すみませんでした。

後藤委員長 ありがとうございます。それでは、早速皆様のほうからご質問なり、何なりとどうぞ。いかがでしょうか。どなたからでも結構ですが、何かご質問。

坂上委員 XBRL のタクソミーを今開発中ということなんですけれども、例えばその前提とされているような、例えば IFRS とか、そういった会計基準のタクソミーみたいなものはあるのでしょうか。それとも、そういうものとはニュートラルに開発されているのでしょうか。

森澤氏 ありがとうございます。この XBRL の開発と申しますのは、先ほど申し上げましたように、CDSB のほうでは、テクニカルワーキンググループ、4 大会計事務所さんと、それから各国の会計士協会さん、こちらのほうがテクニカルワーキンググループのメンバーになっておりますが、前の前の前ぐらいのスライドになりますが、そちらのほうに入っております、このテクニカルワーキンググループのメンバーが、XBRL を活用するのがいいというリコメンデーションをロンドンのほうでいただきまして、ロンドンのほうでこれを検討しまして、開発を開始したと。その中では、縁ありまして、日本で富士通総研さんのほうもこのメンバーに入っておりまして、一緒に開発のほうを担当していただいております。

坂上委員 わかりました。どうもありがとうございます。

泊委員 どうもありがとうございます。弊社はイオンでございますが、毎年回答させていただいておるんですが。

森澤氏 ありがとうございます。

泊委員 ちょっとお尋ねしたいのは、回答している部署が、環境部門が多いのか、あるいは、いわゆるインベスター・リレーションという、IR 部門と申しますか、そういった部門で回答されているのか。こういった傾向があるのかについて、教えていただきたい。

恐らく、これは、私は環境部門におりますので、ひょっとすると IR 部門で回答する場合と、環境部門が直接回答させてもらう場合は、少し書きぶりが違うんじゃないかなというふうに思っておるんですが、何かお気づきの点があれば教えてください。

森澤氏 ありがとうございます。CDP で 2 月 1 日に質問書を送らせていただいておりますが、これは、社長に質問書を送付しております。これは、その会社にとって、どのように回答をいただくか。別に環境部門さんに送るわけでもなく、IR 部門さんに送るわけでもなく、社長さんに送らせていただいている。ここで、日本と、あと欧米で、回答に大分差が出てきたと。社長さんがこれを重要視されていただいている場合は、そこから、どこが答えるかにしても、取組が大分違って来るんですが、まだそこまで感じていただけない場合には、担当者が一生懸命情報を集めて、回答をいただくという形になってきています。

日本でも、開示のスコアが上がった企業さんにお伺いしますと、やはり大きく、社長さん、副社長さん初め、経営者さんがここに取組もうというふうにおっしゃっていただいたと。それで全社を挙げていろんなデータを集めることができた。それで開示のスコアが上がったというふうにはお伺いしています。ここが、ロンドンとかのラウンジ、報告会にお伺いしますと、向こうのワークショップにお伺いしましても、社長に言われて来ていると。今年は開示をよくするとか、何がポイントなの、自分たちは頑張ろうとか思っているということで、社長さん、マネジメントがどのように考えてらっしゃるかで違ってくるかと思うんですね。環境部門か IR 部門か、それは全部まぜていただかないといけないかもしれないんですが、そういったことがデータがなかなかとれないような質問書にだんだん上がってきていますので、そのように取組がマネジメントレベルでどう考えていただいているかということで違ってくるのかなというふうに思っています。

後藤委員長 はい、どうぞ。

菊池委員 質問というよりは、ユーザーの立場で少し補足をさせていただきたいと思うんです。第 1 回の委員会で、少し CDP のデータを使っていますという説明も少しだけさせていただきましたけれども、投資家として、CDP のデータ、最も使いやすいというのは、先ほどブルームバーグからとれますというお話もありましたが、もうデータベース化されている、このアドバンテージが一番大きいかなというふうに考えています。

自分たちで、例えば CSR 報告書等々からデータを拾って、例えば、極論すれば、手打ちでエクセルファイルなどをつくる必要がなく、データがすぐ手に入る。それから、グロー

バル比較が比較的容易であるといったようなことで、投資家としても非常に使いやすいつくりになっているかなと思います。

ただ、日本だけということに限れば、日本の回答企業さんの数がまだ十分ではないかなという感じもしますので、CDP の事務局さんには、日本の企業をもうちょっと増やしてほしいなというのは、いつも言っている話なんです。以上です。

森澤氏 ありがとうございます。ここで、投資家さんのほうも、企業さんのほうにエンゲージメントということで、働きかけていただきたいと。海外のほうで、正直 CDP に回答をいただいていない日本企業さんに関しましては、ロンドンの投資家さんのほうから、どこが回答してないかということで、毎年会議をさせていただいて、自分たちが重要だと思って回答していただいていないところには、連絡していただいているんですね。そのような働きかけがあって、回答しようかなと思っていただいた企業さんもあるみたいで、そのような、必要だということを、もう少し伝えていただきたいというのが日本の投資家さんに対する希望、要望です。よろしくお願いします。

後藤委員長 はい、どうぞ。

小野委員 帝人なんですけども、弊社もイオンさんと同じように、回答は今までさせてもらっているんですけども、非常に評価は低いんですけども。正直言いまして、社内でも認知度が物すごく低いんですよ。恐らく社長に来て、もうスルーで、環境のところへ来て、環境のところは答えて、IR 部門でさえ、そんなにその価値をわかっていないという状況なんですけども、欧州の企業は結構熱心だということなんですけども、Bloomberg と Google ですかね、この辺に出るとということ以外に、何をモチベーションに頑張ればいいのかというのを、ちょっといまいちはっきりわからないというのが、すみません。

森澤氏 投資家さんの活用ということで、もっと活用いただければということがあるんですが、そこには、PRI という投資家さんのほうの原則をつくっている中で、2011 年プログレスレポートというのがございまして、そこには、南アフリカ共和国の、そちらのほうのレギュレーションを初め、年金基金がどのように回答してない企業に働きかけたか。また、カルバートという、ニューヨークの、US のほうにあるんですけども、そちらのほうの投資家さんが、回答をしてない企業さんにどのように働きかけたかとか、そういう事例集が出ておりまして、そういったことが、各国では、特にブラジルとか、サウスアフリカとか、そういう投資家が熱心な部分があるんですけども、欧米だけでなく、そののほうでは働きかけをしていただいていると。

実際に、日本の場合にも機関投資家さんがそういう働きかけを始めていただいたら、少し変わってくるのかと思うんですけども、まだ企業さんに対してそういったことはなかなか一般的ではないというのが日本の状況で、変わりつつあるんですけども、それが違うのかなというふうに思っています。

そのプログレスレポートは、どなたでもダウンロードして見ていただくことができますので、その UNPRI の 2011 年プログレスレポートということで、この 5 年間にどういうことをしたかという、署名機関としてやったかというのがありまして、英語ではあるんですけども、これ、環境省さんが日本語にしてくださるといいなというふうに常々思っているんですが、というのがございます。

後藤委員長 さっき、有料とかいろいろありましたよね。あれの料金表なんていうのはウェブからとれるんですか。

森澤氏 ウェブからもとれますし、ジャパンのほう、先ほど書いております連絡先のほうにご照会いただきますと、info@cdp-japan.net という、CDSB のシンポジウムの開催と、一番最後に出ておりますが、そこに連絡していただきますと、料金表がございまして、いろいろなご説明もさせていただきますけれども、大体、回答企業さんがメンバーとして自分たちの部分を見るとか、分析するとか、企業さんの部分を見るということになると、100 万弱ぐらいですね。サプライチェーンのほうが 200 万ぐらいですかね、年間。そのような形になっています。

後藤委員長 もうそろそろ。じゃあ、最後、すみません。

実平委員 東芝でございまして。データ自体は、ベンチマーキングというか、ほかの会社さんとの売上高あたりとか、部門別の比較ということで使わせていただいています。開示スコア自体は、私ども、今低いんですね。低いということは認識をしております、大体どこをどう押さえればどうなのかなということは、推測はついているんですけども、なかなか全体的には結構大変な項目もあったりするということなんですけども、このスコアを開示するという目的は、フルスペックで答えるとか、信頼性を高めるとかという意味合いでやられているという単純な理解でよろしいのでしょうか。もっとほかに何か、教えていただける範囲であれば。

森澤氏 あくまでディスクロージャー、開示のスコアを、その問うている質問に対してデータがあるか、それに対してのデータを出していただいているかということだけですので、これは、どの項目がその投資家さんにとって重要かというのは、また違ってくる

んですね。

ただ、データがあるかないかは、そこで見ていただくことができるんです。その必要としている、求めているデータとしてはあるのかどうか。これは、投資家さんにとりましては、そんなデータが、ある項目のデータだけ見たいというアナリストの方がいらっしゃった場合には、その開示スコアが低かろうと、その部分を見る。

先ほどご説明させていただいたような、少し前になりますが、アナリティックツールというのが、SAP のビジネスオブジェクトの形でこれが出ておりますが、これで、どの質問番号で、どの企業さん、もしくはどのセクターさんで見たいということを見ると、そこだけを見ることができます。このように見ていただくことによって、アナリストの方は見ていただくことも可能ですし、将来的に XBRL というのはこういうことが既にもうできているかと思うんですが、このようなことが進んでくるとい形になりますので、財務情報とあわせて、このような形も見られるようになってくると。同じようなフォーマットでできるようになると。

また、XBRL になってきますと、タグをつけていただくような形、これはあくまでもまだ将来像ですので、企業さんの中で持っていらっしゃるデータと、持ってきて、CDP のところにそれを回答のほうに使うと。また、企業さんのほうのレポートにも使うと。また、環境省さんのほうのレポートにも使うというようなことで使っていただくことが、そういった部分が、応用がきいてくるのかと思います。

後藤委員長 ありがとうございます。当委員会のミッションの一つには、金融機関に環境情報をどう使ってもらおうかということはどう促進するかということも重要なテーマの一つですので、今日のプレゼンテーション、さまざまに参考になる部分がありまして、終わりに向けて、日本ではどういう形で金融機関に活用してもらおうのかというようなことを、ここでいろいろ考えていきたいと思います。

では、とりあえず森澤さんのご発表は以上で終わります、続きまして、これから、ワーキンググループの検討結果の報告で、議事 3.に入ります。

それでは、事務局から、最初にサステナブルバリューチェーンの、お願いします。

猿田課長補佐 資料 3-1 をご覧いただけますでしょうか。まず、バリューチェーンのワーキンググループですけれども、2 回においてご検討をいただきました。早速 2 ページ目のほうをちょっと見ていただきまして、検討の前提でございますが、売上高 1,000 億円未満の事業者に焦点を当てまして、その環境経営の促進をどうやって図っていくのかとい

うところに主眼を置いてお話をいただいております。通常の経営活動において経営視点、知識、スキル、意欲といったものを持った人材を増やすということを目的と考えまして、企業の内部の人材が何を目指していただくののかということや、その企業に関わる外部の人材が、外部の方々が、どのような役割をそこで果たしていくのかといったようなことについて、いろいろとご意見をいただいたと。

(1)のバリューチェーンマネジメントの必要性と課題というところから議論をいただきまして、下の図にございますとおり、環境問題の深刻化によりまして、いろんな法規制や市場顧客からの圧力というか、要請というものが、だんだんこれから増していく、強化されていくということが考えられます。図の中には、下のところに緑色で「自主的な環境取組み」というものと、上のところで「法規制等」という形で赤い図がございまして、その二つの取引先に対する要請とか要求の仕方がいろいろあるだろうと。下の緑色のところは非常にやわらかい部分なんですけれども、赤いほうの法規制に行くと、非常に強い要求・要請といった形での要請になっていくということでございます。これが市場の変化ということによって、従来緑色だった部分が、だんだんと赤くなっていく可能性というものも恐らくあるだろうと。そういうふうになった場合に、グリーン調達の必要性というものが、やはりますます重要になってくるのではないかとということでございました。

今回のワーキングの対象は、その四角の点々で囲った部分でございますが、1次店から始まり、2次店、3次店ということでバリューチェーンを広げていくと。それによって環境経営をどうやって促進するかということが主眼ではございますが、もともとの原料を送り出すメーカーさんですか、その調達先からいろんな情報とかいうものが送られても、その間の2次店、3次店を通っていくと、なかなかそこら辺の情報が、最終的なこのメーカーさんとか企業の方々に届いていかないといったようないろんな課題もあるということで、非常にバリューチェーンにおいては、課題も多いということでございました。

次のページに行ってください、(2)でございますが、そういった現状を踏まえながら、じゃあ、バリューチェーンを通じた環境経営をそもそも何でやらないといけないんだというお話でございます。そもそも、じゃあ、大企業側からすると、なぜやるのかということ、一つここで挙げられたのは、まさに自社の戦略とか、その方向性に非常に密接に絡んで、そこをライフサイクルにて管理する必要があるんだと。特に機会とかりスクに戦略的に対応していくことなどが重要であるということでございます。

取引先におきまして、その取引の一環の中の会社、一員ということでございますので、

そのような方針や戦略にしっかり沿った形で環境経営を実践するということが、自社の事業活動にとってもメリットになる、その機会を得ることができる。かつ、リスクも回避することが可能になるということでございました。

つまり、いずれの企業にとっても、環境経営というものを実践していくことが事業の持続性を高める、そのための手段であって、なおかつ継続的な取組のためには、環境マネジメントシステムの仕組みが非常に重要になってくるということでございます。

下の図でございますが、環境報告のガイドラインのほうでの検討でもやっているんですけども、そこに、1、2、3、4、5、6 と、重要なポイントという感じで書いてあるんですが、1 から 5、経営者のリーダーシップ（主導的関与）とか、戦略的対応、ステークホルダーへの対応、バリューチェーン、それから組織体制及びガバナンスといったことですね。1 から 5 に関しては、基本的には、環境経営に特化されるものではなくて、基本的には経営全般に対して恐らく重要になってくるというふうに思えるものでございます。

それに加えて、環境ということでは、今後、資源生産性の抜本的改善とか、そういう定量的なところでいかに目標を達成していくのかといったところも非常に重要になってくるだろうと。

そういうような方向性を、例えばその右に書いてあるような時間軸であるとか、戦略性であるとか、範囲といったもので見ていくということがよいのではないかとということで、こちら辺についてご議論いただきまして、大筋違和感はないねというお話はいただいております。

それから、下のレベルでございますが、参考までに、発展ステップというものを書くのであれば、このような三つの段階というものが描けるのではないかと。一つは、外部の要請等によって必要最小限の事項をやっているというような感じではございます。受動的にやっているというイメージでございますが、化学物質とか公害対策などが、コンプラ関係がメインになってくるだろうと。

次の段階で行きますと、もう少し能動的にしっかり対応していくということで、ただ、比較的短期的思考かつ限られた範囲で、例えば事業エリア内でやっているということで、取っかかりとしては、1 をやった上で、2 の省エネとか省資源、もしくは廃棄物といったこともあると思いますけれども、そういうことをしっかりとやっていっていただくと。

最終的には、目指すべき方向性は、三つ目の、より中長期かつ広い範囲で、そこに戦略的に、重点課題に対して戦略的に対応していただくという、いわゆる戦略的な環境経営と

いうものをどんどん広げていきたい、目指していただきたいというような趣旨でございます。

次のページの(3)でございます。では、売上高 1,000 億円未満の企業においては、どういうふうな特徴と、それから外部の人材との関係があるのだろうかということでございますが、まず、特徴といたしましては、特に経営者の役割が非常に強い、大きいということでございます。そのため、経営者のリーダーシップというものが環境経営を実践する上で大変重要になってくると。また、資金の提供先である金融機関の経営指導的な役割とといったものも、そういう期待というものも非常に大きいのではないかと。

一方、経営者だけがやればよいというわけではなくて、その下の管理者の方との関係が非常に密接であると。長年ともに活動しているケースもあるということで、そういう管理者の方が、環境意識が強いという方がいらっしゃると、経営者目線で機会やリスクというものを経営者の方にご説明すると、そういうことができる、説得することができる、そういうことも非常に有効であるということでございました。

そのため、環境マネジメントシステムなどを通じた組織づくりにより、経営者から現場の担当者までがしっかりとコミュニケーションを図っていくといったことや、通常の経営活動の中で環境配慮の取組を PDCA サイクルで行っていく。まさに環境の視点というものが非常に重要になってくるということでございます。

そこで必要となってくるのが、まず一つは、経営者の方の動機づけをどうやって図っていくのかといった点と、それから、より多くの従業員の方、皆様に、環境の視点というものを通常の活動の中に入れていただくのかと、そういうことが非常に重要になってくるだろうと。そのためには、例えばその取引の拡大につながるような納入先との関係、そこをしっかりと対応していくとか、それから、もしくは金融機関の方にそういうディスカッションとかコミュニケーションを通じて、環境は重要なんだよとか、いろんな経営者の方がやろうとしていることに対して、いろんなことをお話をいただくとかいったようなことも、非常に効果がある、有効であるということです。

また、管理者とか現場の方々には、取引先との協働と、ここに書いているんですけども、単に一方的にやるというよりも、むしろ一緒にやっていただいて、逆にいろんな改善提案なりをしていったりとか、そういうような協働の取組というのがやはりあるべき姿なのではないだろうかということでございまして、ただ、そうはいつでも、人の不足ということもございますので、そういうことに関しましては、EMS の審査人であるとか、そうい



う専門家の方に参画いただきながら進めていったらどうかということをご意見いただいております。

それから4番目でございますが、社内の体制についてもご意見をいただきまして、これは環境部署が独立したものであるのではなくて、やはり環境と経営が統合するためには、例えば経営者に直轄の経営管理部門の中にあるとか、そういう主体になる戦略と一緒にやっていくような部署に置かれることが非常に重要になってくるだろうということと、あとは、人事評価とか昇格といったものにもつながるといったことが、実際、管理者の方や現場の方の動機づけにも必要になるのではないかとございまして。

そのようなことを踏まえまして、(5)でございますが、どういう対策があるのだろうかということについていろいろ考えまして、意見をいただいたと。経営者に対する動機づけの対策といたしましては、取引拡大やコスト削減の機会の創出とございまして、これは、いかに見えるようにしていくかとかいうこととございまして。

それから、サロンとか商工会議所のセミナー等を通じた情報提供であるとか、環境経営チェックリストみたいなことを我々のほうでちょっとつくってみようかなと考えておりました、そういうものを自己チェックみたいなことをやっていただいて、なるべく見える化を図っていくといったことが重要であろうと。

それから、管理者、現場の担当者のレベルになりますと、実際の作業ということになってまいりますので、単に作業をするのではなくて、財務影響なり、その数字ですね、お金との関連性というものを認識しながらやっていったらどうだろうかとかいうことですね。機会やリスクとか、そういうことをしっかりコミュニケーションを図っていくとか、組織のイメージ図や機能図なんかをわかりやすく先進事例を紹介するとかいったことですね。あと、人に関しては、チャレンジポスト、表彰、人事制度とか、そういう評価制度みたいなものを幅広く検討していく必要があるだろうということとございまして。

最後に書いたのは組織づくりの話ですけれども、先ほどのサポートの体制ですとか、研修の体制というものも非常に有効であろうということとございまして。

次のページの(6)でございます。外部人材はどうかといいますと、これはなかなか非常に難しいだろうというふうなご意見もありました。金融の方もそうかもしれませんが、そのほか、企業に関係する方としては、会計士とか税理士さんとかいろいろいらっしゃると思うんですけれども、そういう方は、お客さんが環境に取り組んでいることが、まさに自分たちの本業に関連してこない、なかなかそこを、自分たちの意識としてそこに持つ

ていくということは難しいのではないかというご意見もございました。ただ、そこまで深くなくてもよいので、経営者に対して、今の最新の動向とか企業経営の影響といったものを少しディスカッションできるようなレベルにはなっていたほうがよいよねということで、例えばそういう研修をやっていくとか、そういうことも非常に有効なのではないかということでございます。

それから、ISO の審査人の方とかに関しまして、環境だけではなくて、経営レベル、経営の目線を育成する研修の実施とかで、経営の思考ということも学んでいただくといったようなことも非常に有効なのではないかということで、いろいろご意見をいただきました。

後藤委員長 ありがとうございます。このワーキンググループは、私が座長を務めていますので、ちょっとだけ補足しますと、昨年出ました ISO の 26000 がバリューチェーンを非常に重視しているわけですが、ここへ来て、かなり急速にバリューチェーンの取組をしないと、リスクの面でも危ないというようなことが増えてきているようですね。環境と、実は人権はかなり結びついているんですが、加担の問題等も含めて、バリューチェーンの取組、ちょっと日本企業、残念ながら少しスタートが遅れているのではないかなというような私は感触を持っておりまして、横並びですから、始めれば早いんでしょうけども、ちょっとこのところをどういうふうにできるのか。この委員会も加速に役立てばいいかなと思っています。

ワーキンググループの中でお聞きしておりますと、電子・電機とか自動車は比較的グリーン調達とか、いろんなことで進んではいるんですが、正確にはやはり 1 次調達までだと。2 次先まではなかなか及んでないというのが本音ベースのお話でありました。

それから、金融機関にもちょっと働きかけてもらおうかなと思いましたが、このバリューチェーンといっても非常に幅が広いわけですが、今回一応対象にしている 1,000 億以下の売り上げ、100 億以上 1,000 億ぐらいの企業ということになりますと、日本の場合、現時点では、金融機関から見ると、そういった企業はお客様になっちゃうらしくて、なかなか働きかけて、やりなさいと、こういう立場にはないというようなお話もありまして、今、なかなか投資機会も少ないので、手元資金が豊富で、別にその金融機関の言うことを聞かなくてもいいということなのか、金融機関も預貸率が非常に今低いんで、そのあたりでなかなか新しいことを言えないのか。さはさりながら、やはり金融にはそういった環境経営推進の役割をどう果たしていただくかという、さっきの課題は残っておりますが、そんなような話をちょっと補足でさせていただきます。

じゃあ、ちょっと時間が押しておりますので、これについて何かご質問、ご意見ございましたら。

はい、どうぞ。

稲永委員 ISO の審査人に対して働きかけということで書かれていたんですけど、これは、ぜひ推進していただきたい。というのは、今 ISO の世界はかなり停滞していて、マンネリ化して、企業さんに付加価値を与えることがなかなかできなくなっている。そういうときに、やはり今の目線を環境とか品質とか、そういう目線ではなくて、もっと経営レベルの目線でそういう審査することができれば、きっとまた役に立つというようなこともあるかと思しますので、こういうことはぜひ推進していただければと思います。

後藤委員長 それは後ほど、官民連携の具体策の中でまたご発言いただきたいと思いますが、働きかけはするんですが、一方で、審査人がなかなか、有効性審査というか、適合性審査ばかりやっていて、有効性審査をしていないという問題とか、non-JAB の、悪貨が良貨を駆逐するという状況が今あるわけですし、本当は経済産業省さんなんかにもうちょっとノンジャブのことをどうするのかとか、国交省さんたちにも考えてもらいたいとは思っているんですが、さはさりながら、その審査人等にも、そういった中堅企業の人たちに働きかけて、もう少し環境経営ということを目覚めてもらうようにするというのも、後ほど議論をしたいと思います。

ほかに。はい、どうぞ。

竹ヶ原委員 一応金融についてもご指摘があったので、コメントしておきますと、やっぱり金融のほうの人材育成という問題が非常に大きいんだと思います。環境経営と、多分環境管理の区別もつかない金融マンばかりなんですね。なので、会社にいろいろ話をしても、特に環境について、特に小さな会社になればなるほどなんですけども、当たり前のことしかやってないよという経営者から、それ以上のものを引き出せなくなっちゃうんです。

実際には、ご指摘にもあったように、コストの削減とか売り上げの増加とか、経営の数字と結びつけて環境側面をとらえるということがきちんとできれば、銀行にとっても投資家にとってもプラスなんですけども、よくこの世界で、それをマテリアルかどうかという議論のところがちゃんとわからずにやっている、またオーバーバンキングですから、さっき悪貨が良貨という話がありましたけど、せっかく提案をやりようと思っている銀行員が言っても、単なる金利の叩き合いになっちゃって、その提案を聞いてもらえないような事

案もあちこちで起きているんですね。

なので、きちんと環境に配慮した経営をしていれば、理想を言えば、時価総額が上がっていくという結果がいいんですけど、そこまで言えなくても、リスクに目配りがきいている会社というのはデフォルト率が低いんだと。だから、そういう会社をきちんと選び出すということが、むしろ合理的な投融資活動なんだというところをまずしっかり理解させることが必要だと思いますし、そのために必要な、そういう環境経営と環境管理の区別とか、非常に、ここにいらっしゃる皆様からしたらイロハみたいな話になっちゃうんですけど、このあたりは、幅広い銀行員、あるいは信金、信組も含めて、スタッフにちゃんと学んでいくような機会を与えていく必要があると。

書かれている金融行動原則というのが、その一つのきっかけになればいいなと思いますし、もともと3年ぐらい前に経産省さんが環境力で企業を評価しようというので、こういう旗も立てておられたんですが、もう省庁の中にそういう意識はおありなので、何かそのあたりをもう一回、再度棚卸して、啓蒙啓発する機会があるといいなと思いました。

後藤委員長 ありがとうございます。後ほどの官民連携策の中で、もう少しまた具体的にご発言いただければと思います。

はい、どうぞ。

泊委員 ISOの話と、それから本業という話がございましたので、ちょっと弊社の事例を紹介したいと思います。14001の認証を取得して増員してはおるんですが、なかなか紙、ごみ、電気から脱却ができてなくて、苦労しておったわけですけど、この3年ほど、特に本社部門ですけど、各部署の本来の目標との関連づけを絶対やろうという目標設定に変えました。

例えば、人事部門とかですと、環境にどう関係あるみたいになるんですが、残業を減らすということを、ISOの目標設定にしたり、あるいは秘書部という部署があるんですが、ここも環境とはちょっと縁遠いんですが、グループの秘書の仕事の効率を上げるためのマニュアルづくりをやる、こういった目標設定をしたり、あるいはリフォーム部であるとソーラーパネルの販売を積極的にやっていきたいと思います。その部署によって環境と関連づけた本業というのは必ず考えれば、考え抜けば相当出てきますので、やっと私どものほうも目標設定段階では、こういった目標、紙、ごみ、電気から脱却をしまして、こういった目標設定をして、今、回しているところです。

まだPDCAが完全に回っているわけではないんですけども、環境配慮というと、すご

く、ちょっと横にあるような気がしてならないんですが、もう本当にど真ん中だという意識でそういったことを考えるのも一つ有効かなというふうに思います。

後藤委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

森澤氏 このバリューチェーンマネジメントということで、日本企業さんというのはもう、ワールドワイドにビジネスをしていらっしゃるんで、これは国内だけでなく、全世界にこういったバリューチェーンマネジメントのその先があるかと思うんですけれども、先ほど後藤さんもおっしゃっていたように、日本企業さんは少し出遅れているとおっしゃっていらっしゃいましたけれども。

後藤委員長 個人的感触ですけど。

森澤氏 私も個人的感触から言っても、リーダー的な企業さんがもう少し走っていただきたいなと。日本のリーダーさんがですね。別に全体の底上げというのは一気にできなくても、どこかが走っていただくことによって、目標ができてくるとか、ほかのところのベストプラクティスになるとか、そういうことになるかと思うんですが、そういったところをそろそろ、グローバルな部分でやってらっしゃるという企業さんも、日本企業さんで名前が出てくるようなことを期待して待ってはいるんですけれども、なかなか出てこない。

特に、ここに今日メンバーといいますか、委員の方々ですと、グローバル企業さんばかりですので、そのところは、国内だけでなく、そちらのほうにちょっと走っていただきたいなというふうに、ちょっとコメントです。

後藤委員長 ありがとうございます。

田島さんのところは、この一、二年動きが随分速いように思うんですけど、このバリューチェーンのほうで何かやろうというような動きはあるんですか。

田島委員 そうですね、具体的にご紹介できるものについてはなかなか難しいんですけれども、やはり CDP さんから今年初めてバリューチェーンの質問書をいただきまして、非常に刺激になりました。個別のグローバル企業のほうから、フォードさんですとかから弊社のフォードさん向けの製品をつくっているときの CO<sub>2</sub> 排出量などを聞かれるということになりますと、本当に個々のバリューチェーンのデータを追いかけていかなくてはいけないということは、まさに求められているんだなということを実感させられております。まだこれからだと思いますけど。

森澤氏 メンバー企業さんがフォードさんが選ばれただけで、CDP を通して送っていた

だいているだけですので、どこを選定されるかということでは、少しご紹介させていただきますと、どうしても送りやすいところ、自分たちが知っているところに送ってしまうという傾向にあって、中国の企業さん、バリューチェーンとしてはすごく重要だと、そのサプライチェーンメンバーの企業さんも思っはいらっしやるんですが、なかなか送れずにいたと。

そこを、この秋から、CDP サプライチェーンチャイナクラブというものを、中国のイギリス大使館の基金をいただきまして、開始しました。なるべくその中国の企業さんに対して開示をしてもらおうと。レスポンスをってもらうように、メンバー企業さんとか、そういったメンバーに入ってらっしやるサプライチェーンのメンバーさんに関しまして、中国のメンバーさんに対して送るということをやろうと。

それだけでなく、あと、ワークショップとか、エンパワーメント、そういったふうに、回答できるようにしないといけないということで、そういう教育プログラムをあわせて、そういったチャイナクラブというのができて、日本企業さんも、もっともっとそういったところに入っていたきたいなど。

海外ですと、すぐ始めるというと一気に始まりますので、そのところは、日本企業さんの場合には、中でいろいろ調整していただくのに時間を要するかなと思うんですが、そろそろ行ってほしいなと思っています。

後藤委員長 中国は3年前から環境情報開示法も運用しておりますし、日本の環境省が支援して環境報告書ガイドライン、実際には私が担当者なんですが、行って支援して、もうつくりました。今年の6月に環境報告書ガイドラインを中国でつくっております。

ですから、13業種だったかが、環境情報の開示は義務化ですが、報告書を義務化できるかどうか、今ぎりぎりのところのようですが、進み出すと、中国もそういう、今ちょうど水面下の、鼻先が出るか出ないかの状況にありますので、うかうかとしていると結構抜かれちゃうかもしれないという状況もあります。

ほかに。また具体策のところ、このことは議論をしますので、続いてICTのほうのワーキングの検討内容についてご報告をお願いします。

猿田課長補佐 それでは、資料4-1をご覧くださいませでしょうか。ICTに関しましても、2回の検討を踏まえまして、中間報告ということでご紹介させていただきます。

2ページ目の検討の前提というところをご覧くださいませでしょうか。ICTにおきましては、BtoB（企業間取引）と金融及び行政という、その三つの主体でどのように利用して

いくかと。そこで ICT をどういうふうにご利用する可能性があるか。必要性も含めて検討するというのをやりました。

なお、検討に当たりましては、将来的に環境報告において開示される環境情報の内容自体がしっかりと整備されていくということを前提といたしまして、そういう流れにあるということを認識した上で、さらに利用が図られるための ICT、情報基盤というものはどうあるものがあるんだろうかということでご議論いただいております。

基本的に、環境情報の開示が進んでいない売上高 1,000 億円未満の企業を主な対象として考えました。まだ作成をしていないところ、プラス、まだ、環境報告書はつくっているんだけど、なかなかそれが利用されていないというような悩みを抱えているような企業の皆様も一緒に含んでもいいと思います。さらに、その先におきましては、企業におきまして、ICT を利用した、有効活用したということで、そういうところにもつないでいける議論にはなっているのではないかというふうに考えられます。

それから、検討内容でございますが、まず一つ目といたしましては、BtoB と金融に共通の情報内容として、そこに整理されたことが挙げられました。まずは、1,000 億円未満の企業が環境情報の提供を行う上ではメリットが必要であるということでございます。それと、他方、環境情報の利用者にとっても、その環境情報の基盤を利用するメリットというのがやはり必要であろうと。双方にとってのメリットがまず重要であると。

環境経営を促進する観点から、環境経営に取り組む企業がメリットを感じられる仕組みというのはどうすればよいのかということで考えました。BtoB とか金融において、やはり環境経営を評価する、そのための重要な情報というものをしっかり考えていく必要があるだろうと。

では、重要な項目とは一体何なのかということ、BtoB については、PDCA に沿って最大限の努力をしているかどうかということをしかり評価したいんだというご意見がございました。金融のほうにおきましては、影響ですね、チャンスとかリスクといったことにしっかりと対応しているのかどうか、将来どうしていきたいのかといったようなことが非常に重要であろうということでございます。

これらの評価を行う上において、情報の種類としては、定性、定量、これはいずれも必要であろうと。定性について、しっかり経営者の考え方とか、そういうものを評価することも重要ですし、やはり定性だけではなくて、定量といったものが、その裏づけ、基礎となる資料として、これは不可欠であるということでございます。

これらを踏まえまして、重要な環境情報として、その二つにあるような、業種を横断するような、すべての企業に共通のような情報と、まさに業種に固有の情報といったものがあるだろうと。そこら辺を整理する必要性がありますねということでございます。

次のページに行っていただきまして、また、売上高 1,000 億円未満の企業における作業負荷や、既に環境情報開示が進んでいる企業の状況を考慮すると、環境報告において各企業が提供すべき情報としては、以下のようなことということで、共通的な事項に関しましては、必要不可欠な、ある程度最低限必要だというような重要な情報に絞ってみるべきだと。例えば重要な課題をどう認識しているかとか、そういうようなことが非常に重要になるということと、追加的に出すという企業に関しましては、非常に積極的にアピールできる点も含めまして、付加的に情報をどんどん出していただければということの議論がございました。

こういうものを踏まえまして、共通フォーマットを考えております。これにつきましては、ちょっと後ほどご説明いたします。

(2) の BtoB 及び金融に共通の ICT に関する事項でございますが、そもそも ICT に求められる要件、もしくは、この要件を満たしたとした場合の効果といったものはどういうことが挙げられるのだろうかということで、それも検討をいただいております。経済性、可用性、信頼性、整合性、利用可能性といった点があると。経済性に関しましては、安価で運用可能ということで、コスト、企業の側のコスト負担というものも削減できるし、もしくは、運用面でもそれはしっかり安価であるといったものが、リーズナブルなものでなければならぬということでございます。

可用性に関しましては、システム機能の変更だとか拡張に対しての対応が容易であると。信頼性については、誤変換されないと。オリジナル情報がそのまま伝達されるといいますか、情報として伝達していくような仕組みが必要であると。

整合性について、ちょっとこの表現があまりよろしくないんですけども、どちらかという他システムとの整合性というんですかね、もしくはデータの検証。開示されたデータからの整合性の検証ができるとか、そういったところの整合性が重要であると。

利用可能性につきましては、利用する側、この目的もしっかりしていることということと、その目的に沿った例えば分析ができるとか、そういうことも重要であろうと。グリーン調達の実現。BtoB であればグリーン調達であるし、金融であれば分析といったこと、比較可能性といったことが非常に重要になってくるだろうということでございます。



また、ICT を利用する場合の留意点といたしましては、情報提供者側・利用者側からそれぞれ下のようなことを留意しないといけないということでした。

次のページに行ってくださいまして、4 ページ目でございますが、じゃあ、売上高 1,000 億円未満の企業で ICT を構築する留意点としてはどういふことがあるだろうかといったときに、企業側からのメリットというものがしっかり明確になっている必要があると。例えば入力フォーマットの標準化であるとか、簡易的な入力、電気代を入力すると CO<sub>2</sub> が算出されるとか、そういうような付加的な機能があるとよりよいですねという話とか、入力インセンティブの明確化ということで、簡易的な環境報告書がすぐつくれたりとか、かつ、分析された結果を企業にフィードバックしてもらうような、そういう外部から内部のほうでも有効利用できるような情報というんですか、そういうものも非常に必要であろうということでございます。

また、提供者と利用者の双方のデメリットの削減という視点からは、転記や変換ミスの生じないような設計というものをしっかりするといったことや、そもそも情報といったものが標準化されるとか、範囲が統一されるとか、そういう比較可能なものに留意するといったことも必要であるということでございます。

(3) でございますが、個別の検討事項といたしましては、以下のとおりということで、BtoB に关しましては、やはりバリューチェーンをしっかりと促進するというところで、そこにいかに貢献していくということが重要になるうと。対応策としては、一定基準の達成状況というのがしっかり明確となるような質問内容ということですね。回答内容になるということとか、あと、バリューチェーンでの環境負荷削減ということに資するといったものがございます。

デメリットの削減としては、業界団体とシステムの連携みたいな感じで、そういう既存のものとの整合性といったものをしっかりとっていく必要があるということでした。

あと、次のページで、金融に関する ICT でございますが、これは比較可能性や海外との、例えば財務報告などの海外システムとの整合性、そして多言語性といったことが非常に重要であるうということで、例えば比較可能である長期の過去のデータまでしっかり保存されているといったことや、加工・分析が容易であるといったような、以下のような項目が挙げられました。これにつきましては、情報開示のほうでアイデア募集をいたしまして、それが参考資料 1 を見ていただきまして、いろんな企業の方や個人の方からいただいたん

ですけど、その中から、企業の情報というところに焦点を当てて抜粋したのがこの内容でございます。

XBRL というお話がございました。森澤様からご紹介もありましたとおりでございますが、金融ということを見ると、XBRL の機能というものが非常に有効であるということでございます。といったようなお話がございました。委員の方からも、PDF とか HTML だけでは分析ではなかなか使えないということで、アナリストの方が分析するためには、そういうような XBRL に使われているような言語をしっかりと使っていく必要、利用する必要があるということでございます。

また ICT のほうにちょっと戻っていただきまして、最後に行政報告ということでちょっと検討いたしました。これにつきましては、環境報告書と報告の一覧を事務局のほうで作りまして、それに基づいてご報告をいただいたということで、資料 4-3 に非常に大きな一覧があるんですけども、これで見たりして、行政のほうでどういうふうに環境報告の情報というものを使えるかどうかというものを検討したものでございます。ここの A3 の表の左側にまず環境報告ガイドラインの項目を並べまして、それと右側の実際に国のほうで設定している届出報告制度を、一覧を出したということでございます。

環境報告ガイドラインの項目に三角とかいうことをつけているんですけども、これは、実際に利用できるかどうかというところの検討をしたものでございます。例えば、エネルギーの関係であれば、紙面のほうとの関係ということでございますが、三角となる理由というのが書いてございますけれども、法令の適用範囲では特定排出事業者である、ガイドラインにおいて報告対象の義務的要求はない、事業者によっては公開を望まない、といったようなことがございますので、例えば環境報告は連結の範囲なんですけれども、法令のほうは単体で指定であるとか、開示がなかなか企業側から公開できるような情報ではもと、そもそもないねといった話もございます。

その下の温対法に関しましても、これはバウンダリーの話とかございまして、なかなか、こういうふうにいるいろいろ見ていきますと、連動性をとるということは非常に限定的な情報しかないだろうということが結論でございました。ですので、ある程度地域とか、そういうところに絞ったところでそういう情報を利用していくといったようなことには、もしかしたら使えるかもしれないですねということでご意見をいただいております。

最後に、資料 4-2 をちょっと見ていただけますでしょうか。A3 のやつの一つ上になりますが、これは共通フォーマットとして案を今考えているところのものでございます。まだ

途中でございますが、環境報告ガイドラインの改訂、あわせまして項目を少し、ここは羅列をしております。大項目につきましては、概ねワーキングのほうでも違和感はないねと  
いうことのコメントをいただきました。先ほどの環境経営の方向性とか、経営全体の主要  
事項といったこととの整合性をとっております。

中項目でももう少しわかりやすいような表現に変えまして、これについてある程度回答を  
していただくというようなことを考えております。グリーン調達であるとか、もしくは簡  
易版の環境報告といったツールみたいなものをもしつくるのであれば、こういったものが  
有効なんではないかということです。

最初のほうが定性、全社的な事項ですね。次の2枚目が定量的なものですね。個別の環  
境課題への対応状況という感じで、重要な課題に関して、こういうところに書いていって  
いただくと。ガイドラインのほうでは、PDCA サイクルがわかるように、こういうような  
一覧表がいいよねみたいな感じで、またこれから話していこうという形で考えております。  
場合によっては、財務的な影響みたいなものを中に書いてもいいですし、ということで、  
そういうようなことを今のところ考えております。

後藤委員長 坂上さん、座長で、何か補足ございますでしょうか。

坂上委員 こちら座長をさせていただいております、坂上です。なかなか議論が発散し  
てしまってまとめるのが大変だったんですけども、議論を通じて感じたのは、ICT を使  
って効率的に何かをやるとうことを考える場合に、常に問題になるのは、何を開示し  
たらいいのかという問題で、そうするとこのワーキンググループの話ではないですよと  
いう話になって、また技術的な話をすると、じゃあ何をやりましょうかという範囲の話に  
なってしまって、それを堂々巡りをやりながら、こういう話がまとまっていくというこ  
たなので、やはり、順序としては、どういう情報を開示したらいいのかということがかなり明  
確になっていると議論がしやすいなというふうにも感じました。

いろいろ技術的な面ではかなり詳しい方がおられますので、具体的なシステムは、皆さ  
ん、頭の中にずっと浮かぶんですが、言葉の、ワーディングの問題が結構いろいろ、各個  
人で使っている言葉が違うので、時々議論に齟齬があったような気がいたします。

例えば、実施面では、なるべくシンプルなものにしなきゃいけない。何でも取り込むと、  
誰でもやっていただけないものになってしまうんで、シンプルに行きましょうという話と、  
あとは、でも先ほどのこの資料でいうと、最後の共通プラットフォームのデータベースと  
いうものを考えた場合は、これはかなり、すべてオールインクルーシブの統合的なものを

想定しないとなかなか実現できないと。どの部分をお話しているかによって、それはそんな何でもかんでも入れちゃだめですよという話をしたりとか、あるいは、そうすると全部入れなきゃいけないですねという、全く逆の言葉が出てくると。そのあたりで議論が難しかったなという印象がありました。

あと、議論はかなり定性的な情報を中心に議論をしたんですけども、やはり定量的な情報はもう最低限必要不可欠なものだということで重要だということで、やはりこちらも重要なんだということがあったとか、あと、多言語対応が重要だということなんですけれども、実際バリューチェーンなどで質問を送られている企業の方などが言いますけれども、とりわけ日本が特殊なんだということをおっしゃってありました。ほかの国は大抵英語で出せば、全部英語で回答が来るんですけど、日本だけは日本語で出さないと回答が出ないというようなことがありましたので、まあ、多言語対応といいますが、実質的には日本語対応というような話だったような気がいたします。

あと、やはりバウンダリーの話、範囲の話が非常に大きな問題となりまして、比較をする際も、事業所単位、あるいはサイト単位、あるいは企業単位、連結企業の全体でやる、そういったものが、さまざまなものが入り組んでいますので、そういったものも何とか ICT で解決できないかなというふうな議論があったと思います。

あと、最後に 1 点だけ。ある委員の方が非常に強調されていたのは、やはりデータは直近の数年間だけ残っているのではだめだと。できたら 10 年、20 年というふうなデータが残っていないと、なかなか分析にも使えないというようなことが言われました。

以上です。

後藤委員長 ありがとうございます。これからご質問、ご意見をいただきたいんですが、私、昔々、といっても 5 年ほど前に GRI の理事をやっていたときに、2006 年、G3 を出したときに、マイクロソフトとこの XBRL でやるという計画が進んでいて、途中で頓挫しちゃったんですね。どういう理由だったか、細かいことはよく知らないんですが、それでこの前、下打ち合わせをしていたときに、金融庁の次世代 EDINET があって、菊池さん、こういうものは結構使われているんですか。

菊池委員 ええ、もう日々と言っていいぐらい、当然のこと使います。PDF ベースで見るともあれば、データとして落とし込むのもあれば、さまざまな用途、使い方がありますが、けれども、もう毎日我々は、特に何がしかのリリースなり決算発表なりというような季節になりますと、もう毎日何十社と、データをだっと落として、それを見るというのを、ほ

とんどリアルタイムに近く、今やっている人間もいますんで、これは我々にとって非常に必要なものであります。

後藤委員長 ということは、この環境情報も、こういう XBRL みたいな形で整理されれば、いわゆる投資家の立場から見れば使い勝手がいいという形になりますか。

菊池委員 先ほど GDP 絡みのときに申し上げたんですけれども、私どもが企業評価をするときに、これ、第 1 回目でも少し申し上げました、基本的に二つの軸がある。いわゆる、先ほど長期というお話が出ましたけれども、時系列でどういう動きをしているかというふうに評価するという軸が一つ。あと、クロスセクション、横との比較ですよね。縦と横二つで見るということを基本的にはすることが多いです。

そのときに、どちらにとっても、そのデータが一発でぱっととれれば、我々にとって、そのデータへのアクセスコストが非常に安くなる、時間的にもですね。ということになれば、我々にとって、より効率的な投資ができる可能性が高まるという点では、非常にデータベース化というのは重要なことではないかと思えます。

先ほどちょっとある委員の方がおっしゃられた、その長期ということに関しては、私個人でも長期が欲しいです。欲しいですが、今現在で 10 年、20 年という高望みしても、やっぱりちょっと厳しいかな。一定のバウンダリーで 10 年遡ったデータをきっちり残れているという企業さんは、それほどないというふうに思いますので、スタート段階では、もうその長期ということは、とりあえず置いておいて、10 年、20 年たったら長期になるんだというぐらいの覚悟を持ってデータベースを構築しないと、恐らく厳しいんじゃないかというふうに思います。

後藤委員長 ありがとうございます。どうぞ。

坂上委員 今の点、全くそのとおりなんですけど、例えば EDINET ですと、過去 5 年分しかもう保存しないというふうに決めちゃっているんですね。5 年たったらどんどん消えていくと。そういうのではいけないねという話で、これをずっと残しておけば、5 年、10 年、20 年と。そしたらきっと将来には非常にいいデータベースになるんじゃないかなということを、委員の方もおっしゃっていました。最初から 20 年というのはちょっと無理だと思います。

後藤委員長 ほかにご質問、ご意見。

じゃあ、順番に。実平さん。

実平委員 ちょっとよくわからないところがあるんですけども、1,000 億未満の売り上

げの企業というのはどれくらいあって、その企業の情報開示率なるものが現状どれくらいあって、ここでICTを使ってどこまで持っていかうとしているのかというあたりと、内容をどうしようかというのを含めて、ターゲットをちょっと決めないと、何となく優先順位を決めないとばらけちゃうなという気がしたんですが、そのあたりの議論というのは今後なんですかね。どうなんですか。

後藤委員長 ただ、これはあれですよ、1,000億未満の情報開示を進めることを今目的にはしているんですが、これをつくれば、別に1兆円の企業も使えるわけですから、これを使った情報開示にすることを、そこを1,000億未満の企業だけにと考えているわけではないというふうにご理解いただければいいかと思います。

実平委員 そこはいいにしても……。

後藤委員長 1,000億から100億のところの企業が、ちょっと記憶ですけども、1,700~1,800社だったと思います。その情報開示率は3割だか。

猿田課長補佐 参考資料5に環境省の調査があるのですけれども、5の2-2ですね。

後藤委員長 一番最後のページですね。100億から1,000億のところは、3~4割ですか。4割から、まあ、上になれば5割ぐらいになっていますが。そんなところですね。

猿田課長補佐 単に情報開示だけあればよいというのではなくて、やはり環境経営の促進につながるための情報開示と考えていまして、そういう意味では、これを何%まで上げればよいかという明確な数字を今持っているわけではございません。VCM(バリューチェーンマネジメント)を今後進めていく上で、どれぐらいの規模の会社にどの程度の環境経営を、まさにやっていっていただく必要があるのかということですね。将来、10年後を考えたときに、どういうふうに考えればよいのだろうかということ、広くご意見をいただければという。

後藤委員長 稲永さん。

稲永委員 2点ほど質問というか、意見があるのですが、一つは、先ほどの資料4-2のご説明で、環境経営において求められる取組のいろんな項目があるんですけど、環境報告ガイドラインのほうで、こういった項目というのは、何が重要かというのを定義して、それをつくられているわけですから、あえて、ここでこの項目が出されている意味といいですか、結局、環境報告ガイドラインと、そのままのものを使えばいいし、それが何か不足であれば、そっちのほうを足せば、一種類のものでできるのではないですかね。せっかく自治体の報告なんかを統一フォーマットにして一本化すると言いながら、こっちのほうか

二本化してしまえば、本末転倒ではないかなという気がします。それが第1点です。

もう一つは、資料4-1の一番最後のページに、参考で行政報告視点からの検討内容に関するイメージというのがあるのですが、そこで、このシステムのプラットフォームのイメージがあるんですが、一番最初に、事業者から入力というのがあるわけですけど、これで一番気になるのは、そのシステムの前提というのがある前提を置いてつくられていると。大体いろんなシステムを見るとそうなんですけど、どういう前提かという、入力データが正しいという前提でつくられているんですね。ところが、いろんな企業さんを見ますと、こういうデータをつくる、データの収集集計システムというのがきちっとできていないところは、ほとんどこのデータがばらばらというときに、そのばらばらを前提にすると、あとは何を言ってもいいというような論理のあれがあるんですけど、ですから、そういうところは、これの範疇外と言われてしまえばそうなんですけど、きちとした何百カ所からデータを収集して集計するというのが必ず前にあって、それが正しくて、その次のステップに入るというようなワンクッションがあったほうが、よりこういったものが使いやすくなるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

後藤委員長 何かコメントはございますか。

坂上委員 私自身、この総括質問票の質問項目(案)、これは前回の議論のもとに、一応たたき台のような形で出てきたもので、これでいこうというわけでもないということがもちろんありまして、もちろんおっしゃるとおり、全くそのとおりだと思っています。そういうことは、やはりないようにしていかなければいけないのではないかなというふうには思っております。

あと、入力する段階のデータチェック等をつけても、我々の委員の中で何人かは、実際、その金融データとか、いろいろなそのシステムを開発している方たちもおられましたので、入力段階でかなりチェックを入れるようなことは、それこそ、ICTで解決していかなければいけない問題だというふうに認識は十分しておりますので、このあたり、幾つか抜けているところはあるかもしれませんが、重要な指摘だというふうに受けとめたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

後藤委員長 その前に、ちょっと一言だけ。このデータの正確性の問題ですが、金融の情報は税金とかいろいろ関わるので、非常に厳しいチェックが入っているかと思うのですが、実は、環境情報はかなり場合によってはいいかげんの可能性があるわけですし、そう

という意味で、この4-1の資料の5ページにある対応策の中で、「既発行企業の事務フローを踏襲し、ハウツーを提供」というのがありますが、特にこれから100億から1,000億ぐらいの企業のところには、今の稲永さんのご指摘とともに、これがかなり重要ではないかなというふうに思っていますので、これはどういう形で実現するのか、いろいろありますが、次年度になるかもしれませんが、とにかく要検討の課題ではないかなと思います。

どうぞ。

竹ヶ原委員 データベースにすること自体はすごくすばらしいことだと思って、大賛成なんですけども、今、金融のほうで、非財務情報のほうで環境とかいろんなものを見ようとしている。恐らく財務データだけで見ていると、ちょっと見誤るリスクが出てきたので、もう少し定性的な情報である非財務情報で補正をかけていこうということだと思うんです。

他方、こういう情報が、今度はデータベースになって、CO<sub>2</sub>の排出量ですとか、廃棄物の排出量あるいはその増減という定量データだけが並び出すと、これはこれで、また補正が必要な数値になっているような気がするんですね。純粋にCO<sub>2</sub>の排出量が減っているから、この会社はいいのか、これが自助努力によるものなのか、成り行きになる、単なる気温要因なのか、この辺、取り手が取り間違えてしまうと、なまじデータベースで情報の入手が楽な分、逆選択が起きてしまうようなリスクもあると思うんですね。

さっき申し上げた金融サイドのむしろ目きき能力を上げていけば、解消していく話ではあるんですけど、例えば、これが決まりではないでしょうけど、環境製品関連の販売割合、これも言ったもの勝ちみたいなところがあって、うちは100%ですという会社と、しっかり積み上げる会社と、どう差別化していくかというのは結構難しいような気がしますね。さっき稲永さんがおっしゃった制度の話と並んで、どういう項目を開示させるのかというのは、かなり突っ込んだ議論が必要なのかなと、ちょっと思いました。

小野委員 これ、まだ項目だけを整理されているのだと思うんですけど、今の評価ということになる、やはり定性的な回答だけではなかなか評価が難しいと思いますので、何らかの例えばスコアリングみたいなやつで、CDPではないですけども、ポイントをつけるだとか、そういうことも必要になってくるのではないかなと思うんですけども、そうするのか、それか、こういう形で受け手が、例えば金融機関なんかは、これを見て独自に評価をするようにするのか、その辺はどうなんですか、方向性として。

坂上委員 最初の竹ヶ原さんの質問に関連しますが、やはり定性情報はかなり重要で、



実は、前回のワーキンググループは、ほとんど定性情報しか議論していないんですよね。やはりもう数字だけ見ても意味がないんだということがありまして、あと、今おっしゃったように、CO<sub>2</sub>が減ったから、それがすばらしいのかということもありますよね。単に落ち込んでCO<sub>2</sub>が減っただけなのかもしれないし、そういう企業は、じゃあ、投資対象としていいのかという問題がそもそもありますので、そうなると、その質問項目も、かなり突っ込んだ項目を書かなければいけないんですけど、でも、それをやると、だれも回答してくれませんよねという話になって、そのあたりの微妙なバランスが重要だなというふうに、そういうような議論は出ていたと思います。

何かのスコアリングとかというのは重要だと思うんですけど、今度は定性情報をスコアリングするというのはかなり難しいことで、そのあたりは、そのICTのほうで解決、もしかしたら、ではなくて、その前の段階の何をどういうふうに情報をとったらいいか、どのようにとったらいいかという、その何をとったらいいかという問題がかなり確定しないことには、なかなか難しい議論なのかなというふうには思います。

後藤委員長 森澤さん、CDPで過去のああいう情報を出して、その解釈というんですか、リスクとか、オプティニティとかあったんですが、あれはどういう仕組みで。

森澤氏 定性的な部分のリスクとか、機会とか、いろいろ書いていた項目があるんですが、それは開示していた項目、その内容が、自社のビジネスに特化しているものかどうかというのを重要視させていただいた開示スコアになっているんですね。これは一般的なことをおっしゃっても、それは一般的な知識としてはあるかもしれないですが、そこは区分して見ないといけない。また、財務的な裏づけとして、どのような投資をしていらっしゃるかと、そういうふうな削減するということの目標に当たって、幾ら投資していらっしゃるかという数値も求めていたりとか、そういう数値も出していただけることによって、開示スコアとしては上がってくると。そこまでデータがありますよというだけあって、これはそういうデータがありますと、そういうような評価でありますというだけなんですね。あとは、使われる投資家の方々という視点はまた違ってきますので、あくまでも、それは開示のスコアの点数であって、それをどう使われるかというのはそれぞれに違ってきます。

後藤委員長 この話題、時間を押していますので、これで最後にします。

坂上委員 あと議論していて、たしか、こんな話が出たかと、ちょっと思い出したのは、やはり最初に幾つかの基本的なデータを見ていて、深く掘り下げることができるようなシ

ステムがあるといいのではないかなというふうなことはおっしゃっていたように思います。要するに、最初の入り口だけは定量的なところで見ているかもしれませんが、ここはどうなっているんだ、この企業はどういうふうに行っているんだらうというところを見るときに、詳しく見ることができる。そんなようなことが ICT で解決できたらいいなという話はしていました。

以上です。

後藤委員長 ありがとうございます。まだいろいろあるかと思いますが、ちょっと時間も押していますので、ここでこの話題を打ち切りまして、休憩をとりたいと思います。今、35 分ですので、45 分にはきっかりで始めたいと思いますので、ちょっと小休止ということで。

( 休 憩 )

後藤委員長 それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

議題 5 に入りまして、アンケート調査とヒアリング調査を行っておりますので、これは事前に、皆様、委員の方にはお送りしておりますので、詳細は時間の関係で省いて、ポイントだけご説明いただけますでしょうか。

事務局 それでは、資料 5 ということでございますけれども、意識調査の結果が速報ということでまとまりましたので、ご紹介させていただきます。

まず、調査の概要ですけれども、今回、調査の対象としましては、一般企業、金融機関等、対象を二つに分けて、それぞれ、一般企業は日経 500 種、金融機関は、全銀協の会員行を基本的に対象として、アンケートを送付しております。

それで、回答率のほうは、一般企業のほうが 49%、金融機関のほうが 23%という回答率になっております。

少しめぐっていただきまして、環境課題の位置付けとしまして、まず、一般企業の回答状況ですけれども、下のページ、5 ページを見ていただければと思いますけれども、多いところからいきまして、社会的責任として、皆さん、位置づけてくださっていると。同時に、事業の成長要因、または、リスク低減として位置づけてくださっている企業さんが多い状況です。

それから、環境課題への対応で重視する事項としましては、多いほうから、経営者によるリーダーシップ、それから、重要な課題への戦略的対応、規制の遵守状況等が重視されているということでございます。

また、ちょっとめくっていただきまして、重要な環境課題としましては、やはり気候変動関係、それから、化学物質、廃棄物というものが多のような状況になっていると思います。

それから、仕入先に対する取組、VCM の主要なところですけども、一次取引先まで、これは現状と将来が上下に表示してございますけれども、現状は、主要な一次取引先のみやっという企業さんが多いですけども、将来のことをお聞きしますと、比較的たくさんの企業が、二次・三次仕入先までを評価対象とすべきだと考えているというふうに回答してくださっています。

ちょっとここは細かいので、はしょりますけれども、それから、仕入先環境経営の評価における課題として、どんなことが上げられているかといいますと、多いのは、仕入先等の人材不足、それから環境経営状況の評価方法が確立しないというところで、仕入先の経営者、担当者の理解が得られないところは、あまり多くなっていないような状況です。

それから、またちょっと飛ばしまして、2-7 のところですけども、仕入先の環境情報入手する上で有効な事項として上げていただいたのが、主要な環境情報について、算定基準を標準化する、それから共通の情報基盤の構築、それから主要な環境情報の環境報告書による開示というところがたくさん上げられておりました。

それと、またちょっと話題が変わりますけれども、調査機関、金融機関等からどんな調査が来ているかということに関しては、非常にたくさんの企業、8割強の企業が何らかの情報の要請を受けていると。そこで共通的に要請される環境情報としては、かなりたくさんの項目が、定性情報、定量情報を含め、要請されているという状況になっております。

それで、こういった要請される環境情報に関して、有効な取組としましては、多いほうから算定基準の質問フォーマットの標準化、それから、算定基準の統一、環境報告書等の有効利用ということが上げられておりました。

そこで、官民連携策ですけども、多く上げられたのは、グリーン調達を普及する仕組みとか、主要な環境情報を提供するフォーマットの整備、同じような内容ですけども、情報基盤の整備ということが多く上げられております。

自由回答でお聞きした官民連携策については、環境経営に対する支援制度ですとか、調達先の評価方法や評価結果の共有化、それから共通の評価基準の制定というようなことを記載いただいております。

次に、金融機関のアンケートの結果ですけども、お時間がありませんので、ちょっと

ページを飛ばしまして、本業の部分で、投融資先の環境・社会的取組の評価要素となるかというところは、中長期的にはなるという回答が主となっております。

また少し飛んで 33 ページですけれども、評価を行う上での課題といたしましては、財務的影響が不明確ですとか、評価手法が確立されていないというところが多く上げられております。これに対して、有効な取組は何かということでお聞きしたところ、評価手法の確立、それから経営者による積極的な推進ということが有効であろうという回答が多くなっております。

それから、評価項目に関して、これは現状と将来の対比ですけれども、現状は、3 割程度の会社が、経営者のトップコミットメントですとか、環境配慮型製品・サービス研究開発状況などを評価項目に上げておりますけれども、これが将来的に重要だろうと回答しているところが 3 割から 5 割に増加しているということが見られます。

アンケートは、そういったことです。

後藤委員長 ヒアリングのほうは。

事務局 ヒアリングの内容ですけれども、資料 6 を開いていただけますでしょうか。こちらは、私どものほうで、製造業、いろいろ業種を取りまぜて 20 社、それから大企業だけに偏ってもいけないということで、売上高 1,000 億程度の企業に対しても 3 社、調査を行っております。

主な結果としては、もうお読みいただいているかと思えますけれども、1 ページ目から、VCM の適用範囲といたしましては、電気機器・建設等、サプライヤー関係の強固な業種においては、一次サプライヤーを通じて順次適用するという形で行われていたんですけれども、そうではない、サプライヤーが小規模かつ少量発注等の食品等の業種においては、アプローチの方法が比較的多様であって、協働的取組が主となっていたというような状況になっております。

1 ページめくっていただいて、海外のサプライヤーに関する管理でございますけれども、こちらについては、欧州の化学物質規制の適用を受ける業種においては、英語版ということで水平展開する事例が多くなってございました。これに対して、そうでない企業においては、基本方針を海外も含めて一律に適用して、行動規範のようなものに対して確約をとるというような形になってございました。

さらに、3 ページの任意の要請事項については、環境負荷削減を二次、三次取引先にまで要請しているというような内容ですけれども、業種を問わず、CSR・環境方針や環境負

荷低減計画に関する自主的な取組を要請してということが、一般的に先進企業ではなっていたというところで、定量情報を求める事業者と、定量情報まで求めないところが分かれておりました。

それから、また少し飛ばしまして、5 ページの人材の育成ですけれども、ヒアリングを行った企業さんでは、非常に協働的取組を重視していらっしゃるという、サプライヤーさんというのは重要なパートナーと一緒に取り組むという方針を皆さん持っていらっしゃる、取引先へ従業員を派遣して、直接指導ですとか、取引先の経営者に対して直接説明をして、協力をいただくというケースも見られました。

まためくっていただきまして、7 ページの情報通信技術(ICT)に対しては、川下から送付する質問票形式によるグリーン調達の問題というものも、何件か指摘されておりました。これについて、取引先情報をデータベース化することについての留意点といたしまして、機密情報への対応が必要であるとか、そういったこと。それから、含有物質自体が、製品の機密情報である場合もあるということで、いろいろ対応が必要であるという課題が認識されました。

それから、最後に、1,000 億円程度の企業に関してヒアリングをした結果ですけれども、非常にリソースが限られているということで、体制としても、環境部は1名ですとか、それから取引先からさまざまな要求があるために、対応が大変になると。それから、業界団体での共通事項があれば対応しやすいのではないかという意見ですとか、それから、環境面の要請内容に関しても、そのまま取引先に展開するのは、実際のところ難しいということで、法的に絶対的な要求と、それ以外の要求を明確にして、実態に即した対応を行っているとか、EMS 構築は必ずしも要請していないということだとか、人材育成に関して、販売先の勉強会に参加する時間がないといった、非常に現実的なご意見も頂戴することができました。

ヒアリングの結果については、以上であります。

後藤委員長 どうもありがとうございました。

これに対するご質問はあるかと思いますが、後ほど、議論の中で質問も含めて、コメント等もいただくことにしまして、議論の時間をとりたいと思いますので、官民連携策を簡単にご説明いただきます。

猿田課長補佐 資料の7をご覧くださいませでしょうか。

先ほどの意識調査等の中での自由回答欄には、事前に委員の皆様をお願いしたアンケート

ト等をまとめて、事務局のほうで、少し十分ではないところがあるんですけども、まとめたものについてのご説明をさせていただきます。

まず、2 ページ目になりますが、環境経営を促進する仕組づくりといったことに関しましては、例えば意識づけであれば、経営者向けの講座の開設や、成功事例の共有であるとか、官民共同研究の公開・セミナーの実施(業界団体との連携)、中小企業による環境経営導入のモデル事業、これはまだ導入されていない企業を選定して、そういう環境に取り組んだらどういう効果があるのかということをやったらどうかといったことであるとか、あと、情報交流サイトなどの情報ネットワーク構築などがございました。

それから、人材制度でございますが、まずは交流をしっかりと図っていくということと、あとは、高等専門教育での環境経営に関する専門教育の実施であるとか、eco 検定等が入っていますけど、基礎知識等を得られる認定制度等の普及、それから、エコアクション 21 審査人の有効活用や、先進企業の環境専門家の活用、環境専門家の無償派遣等といったことがございます。

それから、情報を開示しやすくする仕組ということでございますが、一つは、簡易的な「環境報告ガイドライン」の作成、それから、環境情報マネジメントと書いてあるんですけど、環境情報のマネジメントに関するひな形的なもの、どういうふうにその環境情報をマネジメントをしていったらよいのかといったようなことを示唆するようなガイドライン的なものでしょうか、そういうふうなものをつくっていったらどうかというふうなことや、あと、環境情報の開示手法のガイドライン・仕組み、それから、比較評価ツールの開発みたいな感じでございます。

3 ページに行きまして、情報のほうでいきますと、まずは情報の内容といったところで、グローバルスタンダードとの整合をとる必要がありますねという話がございました、上場基準と東南アジア圏でもやられるところございますし、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトもございますし、ISO26000 などとの整合性とか、いろいろしっかりとる必要があると。

それから、環境情報を世界へ発信する官民合同組織の形成といったことや、それから、主要な環境情報を提供するためのフォーマットの整備(評価項目の特定)とか、あと、それから評価指標の官民共同の開発、恐らく、共通の業界固有の KPI といったことであるかと思いますが、そういったものです。

それから、環境情報の算定等の標準化、特にサプライチェーンの情報に關しての話とか、

環境貢献と先ほど言われていたような使用段階の貢献をどうやって果たしていったらいいのかといったようなことがございました。

それから、開示方法の仕組みでございますが、開示の制度化・基準の統一化といった話もございました。それから、信頼性の確保の話、財務会計との関連性といったものも必要なのではないかといったこととか、それから、情報を一元管理できる仕組み・媒体が必要だと。報告等の事務が簡略化できる仕組みの提供、それから、マスコミ・情報ベンダーとの連携といったことがございました。

インセンティブに関しましてもございまして、補助金制度、税制優遇、規制緩和など、インセンティブにつながるようなことが必要であるということや、公共調達等で環境経営をしっかりと評価して、それを公開していくとかいったようなことがございました。

4 ページ目で、それらのアンケート内容、ご意見をいただいたことをもとに、ご議論いただくためにちょっとまとめてみたのですけれども、その VCM を通じた環境経営促進の連携策といたしましては、は交流会・表彰制度等をやっていたらどうかということで考えております。経営者・管理者層による交流会、金融の方とか、地方公共団体とか参画をいただいてということ。

それから、優良事例や産学連携による環境経営評価の取組促進といったようなことではないかと。環境課題等に起業する方々の応援といったことも考えられるであろうと。

それから、次のステップとしては、研修・セミナー等の実施ということがあるだろうと。化学物質、アンケートの中でも、バリューチェーンで必要になってくるということでございますので、化学物質の話であるとか、それからバリューチェーン等の中でのリスクと機会といったような話の勉強会であるというようになっております。

それから、外部の専門家、ISO の審査員とか、エコアクションの審査人向けの事例の紹介とか、そういう勉強会も有効ではないだろうか。

三つ目におきましては、人材キャリア・アップ制度等の体系化と書いてありますけれども、これはなかなか難しいのですけれども、環境省のほかの部署で、環境人材コンソーシアムといった大学での環境経営の講座についてやっているということで、個々にございますので、そういうところと連携を図りまして、企業内部の方とかが、どういうふうな環境経営のステップアップをしていけばよいのかといったようなことを少し、例えば 5 段階のレベル分けをして出して行って、そういうところに登録するような制度といったものをつくったらどうかとかいったことが考えられます。

四つ目でございますが、外部の専門家を利用するという事で、実質的にバリューチェーンの取組を取引先に広げていくために、EMSの審査人の方などを活用して、取得までは行かなくてもよいのですけれども、PDCAサイクルの構築、仕組みがしっかり構築できるようなところまでアドバイスするというんですか、そういうようなものを考えたかどうかというふうに考えております。これもいろんな大手の企業の方々や、業界団体と協力しなければ、なかなかできないといったことや、じゃあ、そのコストを誰が負担するんだといったようなこともございますので、そこら辺のことについてご議論いただいたらどうかということで、上げさせていただきました。

次のページ、5ページ目でございますが、情報のほうはと、環境報告のほうはということを考えてみると、まず、全社共通として、底上げを図っていくか、情報の質を図っていくという意味では、先進的な開示企業、開示をやられている企業の皆様と一緒に、そういうイニシアチブ等の取組というのでも開催して取り組んでいったらどうかと。紹介したり、課題というものを検討していくことが必要なのではないかと。

また、各種報告制度の環境情報の事例紹介ということで、機会、リスクなど、それぞれの制度には目的がございますので、制度開示の方法も含めまして、どういう情報開示が求められているのだろうかということを検討していったいいのではないかと。

それから、信頼性につきましては、自己評価といったところ、第三者審査ということもございますので、そういう手法に関しての少し整理をしていく必要があるのではないかと考えております。

ICTを利用した開示方法でございますが、有効なプラットフォームの構築というものを目指しまして、そこに、念頭に置きながら、開示については、どういうことに留意しないといけないのかということも検討する必要があるだろうということを考えています。

二つ目の未作成の企業でございますが、これは、易しい環境報告の手引きであるとか、共通質問票を利用したツールの作成であるとか、チェックリストによって自己評価をしていただくとか、外部人材をそこに、開示の仕方がわからないといったことがございますので、EMSの審査人等を有効に利用していくとかということを考えている。

それから、三つ目ですが、行政ですね。国・地方公共団体はどうするのかというと、これはなかなか難しいのですが、一つにおいては、環境報告で開示された情報を行政のほうで利用できるかどうかということの検討もしていくということは有用なのではないかと考えております。



最後は、これはちょっと最終的な報告書のところでまとめを出したいので、一応文章は書いたのですが、こんな文章でまとめたらどうかということで、我が国の経済成長と持続可能な社会の形成をするためには、バリューチェーンを通じた戦略的な環境経営の普及が重要であるとの認識のもと、各省庁並びに業界団体等が連携のもと、その促進のための施策や情報基盤の構築を実施していくといったようなことで、最後、まとめたらどうかということで考えています。

戦略的な環境経営と言っていますので、各社のバリューチェーン全体を視野に入れて、重要な課題を特定して、環境負荷の低減及び社内外への環境による影響を戦略的に管理していくといったようなことを少し書いて、理解、協力化を図っていくとか、促進を図っていくといったことで、やっていきたいと思っております。

後藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから、今日のずっといろんな発表を通じて、一つはバリューチェーンマネジメント、もう一つは、やはり情報開示システムの目指すべき姿みたいなことがあるかと思えます。

もう一つは、地域における環境経営の促進ということで、残りがあと 50 分ちょっとしかございませんので、15 分ずつぐらい割り振って、最初に、バリューチェーンマネジメント関連で、それと重点課題と、人材の育成ということについて、ご議論いただきたいと思えます。どなたからでもご発言をお願いしたいと思えますが。

私、この調査を見て、ちょっとびっくりしたのが、アンケート調査の 12 ページの上ですけれども、将来動向で、製造業で鉄鋼・非鉄・金属製造業が「必要でない」というのが 3 割もあるというのは、びっくり仰天しましたね。鉄鋼とか、非鉄とかというのは、基本的にサプライヤーはマイニングカンパニーで、マイニングカンパニーというのは、環境破壊と人権侵害が、最も今、世界的に話題になっているところで、調達先が広がったときに、加担の問題で必ずひっかかってくるにもかかわらず、将来、必要でないと感じておられる、この認識というのが、実を言うと、びっくり仰天したということでもあります。そういったことで、やっぱり私は、ちょっと日本企業、遅れているのではないかなという個人的な感触を持っているのですが。

それは置きまして、そういう批難とか、そういうことではなくて、このバリューチェーンマネジメントで強化していく中で、重点課題、あと、人材育成等について、今日、いろんな発表とかご意見をいただきましたけど、プラスのコメント等をいただければと思って

おりますが。

稲永さん、先ほど、EMS の審査人の話がありましたけど、審査人にどのような、その協力をしてもらうためには、少しやっぱり勉強もしてもらわなければいけないと。

稲永委員 そうですね。いろんな研修制度で、要するに、マネジメントの感覚というか、目線という概念から、そういうことができるような審査人というのがやっぱり必要だと思うんです。

このバリューチェーンマネジメントのキーは二つあるのかなと。一つは、マネジメントレベルでコントロールするという話と、もう一つは、数値ですね。数値をいろいろ集めてコントロールすると。その二つが、両輪がないと、そのバリューチェーンマネジメントというのはできないと思うんですね。

そこで、あと、マネジメントレベルでどうやってコントロールするかというと、一つはそういう EMS みたいなもので縛ってコントロールすると。そこで経営レベルの、高いレベルに立った形でコントロールするとか、そういうような仕組みができれば、非常に有効なのではないかなと。だから、今までの EMS というのは、どうしても単体といいますか、あるいは、せいぜい連結ベースですよ。そうではなくて、非連結のところまでカバーするようなマネジメントシステムができれば、また、いろいろ企業も活性化するのではないかなというふうに思います。

後藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

竹ヶ原委員 今回、3.11 があって、その後の復興のテストやなんかをするに当たって、企業のアンケートをいろいろ取引先にお話を伺ったりする中で、さんざん出ている話なんですけど、改めてわかったことは、P1 までの情報はわかったけども、P12 以降の情報はほとんどわからないということが改めてわかったと。皆さん、BCP の見直しなんかをされている中で、ビジネスインパクトアナリシスで改めてやってみたら、ボトルネックが、まさにサプライチェーンというか、バリューチェーンにあったんだという意識を持たれている会社さんがすごく増えているというか、多かったんですね。

皆さんも、そこで手直しをされていますから、さっきのアンケートにもあったように、間違いなく、P12 以降に、そういう根というのは広がっていくと思うんです。これは決して EMS の延長では行われていないですけども、一旦そこへ入ってしまえば、企業の目というのは、そこから EMS への転換も多分楽だと思うので、多分バリューチェーンを巻き込んだ意味での環境経営というのは、多分これからもっとレベルが上がっていくんだと思うん

ですね。ここは、多分こういう不幸な目に遭ったがゆえに、日本企業の強みに多分転換していく必要があると思うので、そういうメッセージをこの委員会から出せると、すごくいいかなと思いました。

後藤委員長 ありがとうございます。そうですね。その後、タイが続きまして、ますますその意識が強まったと思いますので、この委員会がちょうど災いを契機にして、その強化ができると非常にいいですね。

例えば、泊さん、いわゆる小売りの場合は、非常にサプライヤーが数多く、幅広いと思うのですが、しかも、食品から、機械から、こういった場合、例えば、電気・電子のメーカーさんが、サプライチェーンをマネジメントするのは、ちょっと違った面があるかと思うのですが、そのあたりで、どんなようなことがポイント、強化していく上でですね。

泊委員 弊社のほうでも、サプライチェーンマネジメントの一環としまして、取引行動規範という、これは環境だけではないですが、環境側面あるいは人権の側面、法的側面を、私どもが自社監査という立場で、1,000カ所以上ですか、私どもの社内の人間が立ち入らせていただいて、監査をしているというのはやっております。

この対象としておりますのが、プライベートブランドでございますが、お客様にはこれはお伝えはしていませんけれども、やはり、別個、いいものを安くつくるといってもありますが、いいつくり方をするとということを求められておりますので、立ち入りを毎年1回やらせていただいております。

なぜ、そういうことをやるかということ、やっぱり一つは、どういふのでしょうか、プライベートブランドで製造委託先、製造を委託しているからといって、何かが起きた場合、いいつくり方をされていない場合、何らかのその法的な問題を委託先がされている場合については、私どもに対して責任を求められます。やっぱり Pb の場合は、全く責任を逃れるというわけにはいきませんので、やはりちゃんと説明責任ができるようにしなければいけないということがございますので、そういったことをやらせていただいております。

ただ、一般のいわゆるプライベートブランドに対するナショナルブランドと異なりますか、メーカーさんの種類については、そこまでは踏み込んで、当然対応しておりませんが、やはりどこまでその企業が責任ととらえるかということによって、あるいは、我々ですと、消費者がどこまで企業に責任を求められるかということによって、そこは大きく変わってくるのではないかなというように思います。

昨今は非常に、私どもにいろいろご連絡をいただく、そういう生産のこれこれについて

いただくことが増えておりますので、こういった流れというのは、今後、どんどん高まっていくかなと。我々も、プライベートブランドを売っている以上は、これはもう避けて通れないバリューチェーンでの課題だと思っております。

後藤委員長 二次、三次のサプライヤーで、さらにさかのぼって、カスケード的にいうことを分科会では考えたわけですが、そのときに、それをやることの、どうしたらそれがスムーズに進められるかということと、そういった 100 億から 1,000 億ぐらいのところの人材育成について、ぜひ、実平さんと田島さんから、何かそういったあたりの、二次、三次に広げていく、カスケード的にやっていくことの課題、こういう何かクリアする課題があるかとか、100 億、500 億ぐらいの企業の人材育成のあたりで、何かコメントをぜひいただきたいと思いますが。

実平委員 我々のグループ、東芝グループも、ある意味では、1,000 億以下の集まりなわけですね。関係会社を含めると、そういう集まりなわけなんですね。そういう面で考えますと、やはり化学物質のサプライチェーンでの伝達等にしても、難しくないことが難しい。つまり、読み書き能力なわけですね。「水兵リーベ僕の船」、こんなのはわかっていて、周期表でこうやればどういう特性があるかとわかるし、「メタン、エタン、プロパン、ブタン、ペンタン、ヘキサン」と言えば、これは有機化合物、どういう性質を持っているか、それが変形でどうなるかと、大体わかるわけです。

そういったところを、全員にとは言わない、中間地点で指導ができる人、これってこういう意味なんだよと、これってこうなんだよと。いろんなことを言ってきていますけども、簡単に言えばこうなんですというふうな解説者、あるいは、易しいマニュアルみたいなのがやっぱり必要だろうというので、どこかに書いてありましたけど、まさしく、我々のグループの教育に近いことが大体書かれているなと思ったのが、この環境省さんのまとめられた 4 ページのものですかね。表彰制度みたいなのところから始まって、表彰制度だったら、我々もグループ内の環境アワードということで、すぐれたところは表彰して、社長から表彰して、1 等賞は 50 万円あげるとか、こういうことをやっているわけですし、セミナーももちろんやっています。それから、人材教育とかでは教育体系の中でやっているし、先ほどのような、わかりやすい読み書きの本とか、相当昔になりますけども、PRTR が始まったころについては、リスクコミュニケーションについて、今後、いろんな意味での問題点が出てくるんだということもあって、模擬試験をして、リスクコミュニケーションにはどう当たればどういいのとか、怒らせないで済むのかといったこともやっていますし、外

部の方も利用して。そんなことでありますので、そういうふうな使い方もできるなということ、とにかくやっぱり基礎的なところの伝えられる人たちというところが重要なのかなという気はしています。

田島委員 やはり情報をいただく上で、弊社の場合は、調達本部のほうが前面に立って、環境部門がサポートするという形で、サプライチェーンとの関わりというのを受け継いでいるんですけども、どうしても、その情報をお願いしていただくという姿勢から脱却できないところがありまして、そういう意味で、もう少し、二次、三次のサプライヤーさんたちが自主的に情報を開示して、それを必要としている私たちが自分たちで取得できるような、そういう仕組みを構築することで、よりスムーズに、あるいは、チェーンマネジメントというのが進むのではないかなと。そういう意味では、後ほど議論にもなります、環境情報の開示というところのもう少し簡易的な取組を支援するような施策というのが、非常に大事なのではないかなというふうに感じています。

後藤委員長 あわせて、例えば御社なんかの場合も、東芝さんと同じように、800 社ぐらいあるんですね。

田島委員 そうですね。900 です。

後藤委員長 そういったところで、そのサプライチェーンではないですけど、一種のその情報とか、取組の強化というあたりは、どんなようなことを、それが言ってみれば、このサプライチェーンマネジメントの強化に役立つような何かヒントがありますでしょうか。

田島委員 そうですね、そういう意味では、やはりガバナンスの違いが、きくか、きかないかというのが非常に大きいと思っております、私どもが連結経営ということで、環境マネジメントを敷いておりますので、コーポレートからトップダウンという形で、情報提供も含めて、割かしスムーズにいくようなところはありますけれども、それが、一旦、やはりガバナンスがきかないところになってしまうと、やはり大分状況が違ってくるというのが現実的なところかなと、そういうふうに思います。

稲永委員 バリューチェーンマネジメントをかなり厳しくやり過ぎると、独禁法か何かひっかかって、うまくできないといったことが過去に何かあったような気がするんですけど、そこら辺はご検討されたのでしょうか。

後藤委員長 優越的地位の乱用というやつですね。これはなかなか難しいのですが、まさにそのところは、ちょっと日本的経営と、例えば西欧企業の経営で、例えば GE なん

かは、もう 2006 年に、これからの取引は新興国と途上国が増える。そういうところで環境破壊、人権侵害を起こす企業であれば、もう直ちにキャンセルする。契約を破棄する。破棄した場合には、通常、契約破棄すると、損害賠償金が発生するんですけど、賠償金を払わないという契約文言に 2006 年に変えてしまっているんですね。

日本の企業というのは、即破棄、もうつき合わないという格好はなかなかとれないですよ。そうすると、さて、優越的地位でやるわけではないんだけど、ちゃんとやらなければいかんという中で、多分、さっき田島さんがおっしゃったフォーマット等ができて、そういうものでちゃんと自動的にやるような社会の仕組みができればいいのかなとは思っていますが。

稲永委員 ただ、EMS をとっていないと、取引しないよということを言ってしまうと、ひっかかると思いますかね。

後藤委員長 それ、ひっかかりますかね、本当に。

稲永委員 ある企業さんがそれをやろうとして問題になって、そこを緩めたと。要するに、EMS をとっていないくても、努力をしていけばいいというような形に取引条件を多少緩めたという話を、二、三年前ですけど、もうちょっと前かもしれないですけど、聞いたことがあるので。

後藤委員長 わかりました。カスケードでやる場合に、そのこのところの配慮は絶対に忘れるなど、こういうコメントとして、それはそれで、法律違反はできませんので、承りまして。

ほかには、いかがでしょうか。

森澤氏 海外の企業の事例といいますか、どういうふうに行っているかという中で、先ほど、フィリップスさんのほうとか、ちょっとサンプルを出させていただいたんですけども、皆さん、1 年目はなかなか出しても、要請しても、そのサプライヤーさんのほうもデータを出してこられないと。ただ、継続して、こういうことが行われるんだというふうに思わないと、1 年だけだと、もう皆さん、やらないですね。もういいや、今年やらなければそれで済んでしまうと。毎年こういうことが来るんだと。それも、多くの方から要請が来るんだということになれば、それはそういった動機づけになるといえますか、そういうことに取り組むことを促進できると思うんですね。

そういった継続的なことを考えていただいて、実行していただくのがいいのかなと思いますし、また、1 社、優先的地位の乱用というのは、よくお話でお伺いするんですけど

も、共同で、そうすればやればいいのかとか、そういうプロジェクトを考えればいいのではないかというふうにも思いますし、何かそういう知恵を出せば、何かできるのではないかなと思います。

ガバナンスがきかないところは大変難しいというのは、日本企業さんだけでなく、海外の企業も感じていらっしゃることで、長期的な部分で考えるしかないというふうに取り組んでいただいているかと思います。ただ、その分は早くやらないといけないと。反対に時間がかかるわけですから、その部分で、正直、日本企業さんで、環境とか、こういう気候変動に対する取組というのは進んでいらっしゃるというふうに、私、認識はしているんですけども、若干この分野においては、遅れつつあるというのが危機感を感じて、そういう遠慮をしている場合ではなくて、それは企業さんの戦略の問題で、それが必要なんだということを、やはりマネジメントの方、もっとシニアの方が感じていただくような機会がもっと要るのかなと。そのためには、セミナーであったりとか、シンポジウムであったりとか、そういう機会を環境省さんとかにもつくっていただいたらいいのかなと思います。

後藤委員長 バリューチェーンマネジメントでカスケードに使う、例えばひな形に環境省があって、お願いをするという文言が入っていれば、これはそういう文書が官でつくられているということになると、少しは稲永さんがおっしゃったことも緩和されるかもしれないかなというふうに思っております。

ちょっと時間、また追加があれば、後ほど伺って構いませんが、今ちょうど田島さんからありましたように、情報開示システムの目指すべき姿、先ほどからいろんなコメントが出て、坂上さんも、大体問題点は全部つかんでおられるというふうに、私は理解をしたのですが、このあたりで、さらに、これは先ほどの発表等々は分科会での議論ですので、それを受けて、ここで皆さんのほうからご意見なり、コメントをいただきたいと思います。

田島委員 すみません、先ほどのご説明でも、ちょうどそのワーキングで悩んでいらっしゃると思うのですが、ICTの活用と聞きますと、すごく期待値が大きいと思うのですが、やはりターゲットをどこに置くのかということを考えていくことが非常に重要だなというふうに感じています。1,000億以下の企業の方たちに、その情報開示を進めるために、ICTを使うということに割り切ってしまうのであれば、その環境報告書を簡単に作成できるようなオプションをつけたりしてという考え方も、もちろんあると思います。

ただ、それを広く、今、環境先進企業にも広げていこうというふうに考えたときになりますと、ある一定のフォーマット等をつくってしまいますと、環境経営が促進されること、その個々の企業の戦略と密接に絡んで、複雑な情報開示というのをしたいというところとかなわなくなってしまうと、そういうところで不整合が生じてしまうと、広く考えていたシステムが、結論としては活用しづらくなってしまうというようなりスクは、当初から考えていただければありがたいなというふうに思っております。

一方で、環境先進企業も、それから、これから情報開示を考えていこうという企業も、両方にとってメリットがある ICT の活用というのは何かというふうに考えられるとすれば、私、ちょっと詳しくないですけども、XBRL による情報開示ということも、先進的ではあるのかなというふうに感じます。

欧州を中心に、財務情報と、非財務情報の開示と、両方の開示というような統合レポートの話等も出てきておりますので、そのあたりの先進的な着眼点で、ぜひ検討を進めていただければ、ありがたいというふうに感じます。

後藤委員長 ありがとうございます。

その欧州を中心の情報、統合報告書も含めて、基本的に投資関係なんですよ。これからバリューチェーンの取組ということになると、ステークホルダーというのは投資家だけではないんですよ。このあたりが、だから、こういった、とりあえずは投資家向けでもいいということでも、後で議論をする、例えば環境経営と、地域における環境経営というようなことでなったときに、ステークホルダーは多分投資家ではないので、そこでは、やはりコミュニケーションをする上では、情報の対称性が必要になるわけでして、これはちょっと ICT なのか、そうではないのかという問題もありまして、あまり、ICT は重要ではあるのですが、中の一つかなとも思ってみたり、この辺はちょっとまだ少し議論が要るかなと思っております。

いかがでしょうか、皆さんのほうで。

菊池委員 統合報告書の話が出ましたので、それに絡んで、確かに、ヨーロッパでそういう話があるということはもちろんなんですけども、ただ、日本の現状を見た場合に、個別の、個々の企業さんで、もう既にそういう取組を進められている会社さんも、十分かどうかという議論は別として、財務と非財務のところを一緒に合わせたということで、アニュアルレポートなり、CSR オークショナリーの中で、我々は統合報告という形でチャレンジしましたという会社さんが少なからず出てきているという傾向はあるということと、日



本でも、これ、東京証券取引所、経済産業省、公認会計士協会の三つの機関のホームページで同時公開されましたけど、先月、インテグレートドレポートに関するラウンドテーブルというのが日本でも二度開かれていて、内容については、詳しく開示されていないのですが、そういった議論が少しは始まったり、その個々の取組が始まっているということは、一つの参考になる話として認識すべきではないかというふうに思います。

後藤委員長 私も、そういう動きがあることは聞いておりますが、幾つかの企業に聞いたところでは、統合レポートはつくるけども、環境報告書もちゃんとつくるよと。CSR レポートもつくるよということで、あれはあれで、投資家向けだと。欧州向けだというふうに割り切っておられますので、そういう会社は何社かありましたので、それはそれでよろしいのではないかなと思っていますが、ここは、ちょっと先ほど言いました、一応全部は対象にしているのですが、とりあえずは1,000億から100億ぐらいのところには情報開示を進めてもらおうと。それを全ステークホルダーにある情報を全部開示しろということ、まためちゃくちゃなことになりますので、あるところに絞るといのはやむを得ないとは思っています。

森澤氏 そのCDSBもIIRC、統合レポートの一部を担っているわけなんですけど、この今やっています気候変動情報のタクソノミー化というCDP、CDSBがやっていることは、これが少し紐付けがうまくいけば、まず、CDPで質問している質問項目というところに関して、企業さんがデータベースをお持ちの中で紐付けもできるようになれば、それを環境報告書に使ったりとか、統合レポートに使ったりとか、そういったことに応用がきくのではないかというふうに期待しているんですね。今、入力していただくのに、すごく無駄があるということを実感しています。それは申し訳なく思っています。

ただ、今の段階のシステムで、この事例ではここまでしかできないんですが、今の段階で、このCDPの2.0では、アウトプットの部分が大分活用していただけるようになったと。目標としてのインプットをもう少し、もっと活用していただけるようになる。アウトプットはもっとさらに、ほかのレポートとかに使えるようにしてもらいたい。そのためには、このXBRL、今までは全然気候変動と、そういった相互といいますか、データ移管ということは別々につくられてきたと。ここの部分が、ロンドンも中心に、このXBRL化をすることが決まって、今、CDPをやっているわけなんですけど、そういう流れを受けてやっています。

これは世界的な動きになるのではないかと。なったほうがいいのではないかというふう

に、私は期待していますし、そうなれば、企業さんのほうも、データの入力、また、移行というのが楽になってきて、中小企業さんであれば、中小企業向け質問書というのを CDP でもあるのですけれども、そういった部分の最低項目だけを開示するとか、そういうような部分で、項目を絞って、その部分に紐付けがあればできるのではないかなと、少しそのように期待しています。

後藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

坂上委員 今、XBRL という言葉が非常によく出てきて、あまり ICT でワーキングで出ている委員の中には、約 3 名ほど、非常に造詣の深い人間が出ているので、やっぱりそういう議論になりがちなんですけど、最初から XBRL というのは、決め打ちはしたくないねという形で議論はしているんですけど、でも、やっぱり突き詰めていくと、大体そういう話になってくるということですね。

XBRL を使うことの最大のメリットというのは、コアの部分を決めておいて、あと、拡張部分を自由につけたり、引いたりとかいうこともできるということではかなりのところなので、小さい規模はコアの部分だけやってもらいましょう、もっと積極的にやりたい人はどんどん項目を増やしてやりましょうということも簡単にできると。

あと、これはまだ、もう 5 年先、10 年先の話になると思いますけれども、XBRL というのは、報告のレポートングだけではなくて、先ほども内部のシステムとの紐付けということの部分で扱う部分がありました。これ、GL というんですけども、実は、このあたり、日立さんが一番進んでいるんですけども、そういうところの部分でうまくやれば、すべての報告が、特に人の手間を介さずにレポートングができるようになるということも、将来は可能になるだろうと。そのための先進的な取組を、今、一生懸命やっているというようなところですよ。

後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにコメントございますか。

引き続き、ICT の委員会のほうで議論をしていただいて、今日の出た意見等もご参考に議論を進めていただければと思います。

それでは、次に、環境経営、これから、先ほど来、バリューチェーンの問題もありましたけど、いわばステークホルダー・エンゲージメントというものが環境経営の中でも重要かと思っています。さまざまなステークホルダーが要るわけですし、特に地域との連携といいですか、26000 でもコミュニティの開発等もあるわけですし、それは企業の業種とか規模

によって全然違うわけですけど、今回、ターゲットとしているところも、地域との何らかのつながりということで、環境経営を進める上について、何らかのヒントとか、その道具立てあたりについて、皆様方のほうからコメントがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

庄司さん、前半おられませんでしたが、何か地域で、環境経営を進めるに当たって、今回、とりあえずターゲットにしているような、100億から1,000億ぐらいの売上の企業とどうタイアップするか、そのためにはどんな仕組みがあったらいいかというようなあたりについて、行政の立場でも何かございましたら、ぜひコメントをいただきたいと思います。

庄子委員 横浜市役所の庄子でございます。

これまで、ご議論があった話に、必ずしも合致するかどうかというのはあるかと思うのですが、環境経営の促進に関して、自治体として取り組めることが何かというふうなことを考えた場合に、自治体が保有しております企業さんの環境情報というのがいろいろあるわけでございます。そういったものを活用して、企業さんの情報開示のお手伝いか、何らかできないかなというふうなことをちょっと考えた次第でございます。

ただ、そうはいいましても、法律で、例えば地球温暖化対策推進法とか、PRTR法とか、そういった法律に基づいて自治体が持っている情報があるのですが、そういった情報は、必ずしもすぐ公開というふうなことにはなってございませんので、そういった中で、前回もちょっと申し上げましたけれども、横浜市でも、地球温暖化対策の計画書制度という制度がございます。企業さんから温室効果ガスの排出量の見通し、目標、それから実績というのをご報告いただくことになっておりまして、実は、それはホームページ上で公開はしておりますけれども、必ずしも見やすい状態にはなってございませんで、非常に個々の情報がインターネット上の深いところにあるというふうな形になってございます。

そういった情報をもう少し見やすい形で、一般に公開したいというふうなこともあり得るのかなというふうに思いますし、それから、横浜市でも、企業の皆さんと環境保全協定という協定を結ばせていただいている取組がございます。もともと横浜が発祥なんですけれども、公害防止協定というふうなことで、工場の大気汚染対策あるいは水質汚濁対策、そういったものを自主的に進めていただく枠組みとしてできたものでございますが、それが、さらに最近では広がって、CO<sub>2</sub>の削減、それから産業廃棄物の削減とか、そういったものも含めた協定の取組というのがございまして、そういう法律に基づく取組ではないで

すけれども、自治体と、その企業さんが協定を結んで、環境対策を進めていくというふうな枠組みがございますが、そうした実績、実施状況とか、履行状況について、これもホームページで公表している例が、ほかの自治体でございますけれども、あるやに聞いてございます。

横浜市は、その公害防止協定の先駆けの自治体なのですが、今の環境保全協定の取組状況について、公表というふうなことはやっているわけではないのですけれども、なかなか自治体の立場ですと、環境経営の促進というふうなことの問題意識というのが強いわけではございませんのですが、そういった企業さんの環境対策の情報を開示していくことが、地域の環境負荷の低減であったり、あるいは、持続可能な地域づくりというふうな言い方もすることがございますけれども、そういったことにつながっていくのではないかというふうに思いますので、今回の取りまとめの中でも、そういった考え方を少し打ち出させていただいて、自治体でもそういった問題意識を持って、取り組んでいければなというふうに思っております。

以上でございます。

後藤委員長 大変いいお話をいただきまして、来年、リオプラス 20 が開かれるわけですが、まさに、19 年前の 92 年のリオサミットでリオ宣言が採択されて、その第 10 原則は、行政の持つ情報を地域の人々がもっと活用して、環境に取り組むという、一種のパートナーシップの宣言が入っているわけですが、それ以後、実を言うと、進んだのは PRTR 法だけで、行政の持つ情報が必ずしも公開されていないし、地方の情報公開条例でも、そこまでなかなか踏み込んでいないわけですし、一方で、出した報告、先ほどのこのデータにもありましたように、こういった報告がたくさん出ているわけですが、それが、じゃあ、報告書に貼りつけるかと、出している人に開示することばかり言っていますが、今のように、受け取った行政側がちゃんと見やすいように出してもらいたいことも、少しこの最後のレポートに書いたら、地方自治体も少しはやっていただけるとも思えないなと思って、大変ありがたい話を。

猿田課長補佐 参考資料 6 に、ほかの部会からのご提案という形でいただいているんですけれども、「地域と情報共有に関する検討会」というところが、環境省の水・大気局というところでやっておりまして、その中でも同じような議論というものがございました。一応公共団体等からの情報開示というお話も、この検討委員会の中でのお話の中には出ておりましたけれども、やはりなかなかその企業の方から情報収集したのが、もともと公開

するということを前提にしていけない情報も結構あることから、そこはしっかり、なかなか難しい部分もあるよねというお話は、実際は出ておりました。庄子さんも言われたように、そこは慎重に考えていく必要があるんだろうなということは、我々のほうでも考えております。

それとは別に、これもご提案いただいたのですけれども、(4)とか、(5)とか、これはまさに、我々の検討会でずっと話してきたようなこと、特に地域の中で焦点を当てると、ここでは公害情報に焦点を当たっておりますけれども、このご提案の中ではですね。それ以外の地域住民の方が必要とされる情報に関しては、環境報告書の中で当然出すべき情報になっておりますので、そういった情報に特化した形、サイトレポートみたいな形で、簡易的な形を出していただくと。項目を絞った形を出していただくということも可能だろうなと。それを、じゃあ、公共団体とか、地域のコミュニティも含めて、どうやって情報、それを使っていくのかということが、恐らく問題なんだろうなというふうに思っております。

4 ページ目のところに、その一番下には、「住民が環境報告を理解するための、環境報告における数値の意味等の解説を提供することが望ましい」というふうに書いていらっしゃるけれども、この解説がなければ、やはりまた数字だけ出ていても、理解がされないということだと思いますので、どういう施策が、そういう意味では考えられるのかというところですね。

後藤委員長 解説を提供するというのは、これはなかなか難しいですね。今、これから発行して、大企業でもなかなか、専門用語の解説を少し入れていても、アンケートをとりますと、やはり専門用語がわからないというケースが結構あるわけですし、ましてや、この100億、1,000億の企業で、報告を出してもらうことを、今、一生懸命やっている中で、さらに解説までというと、なかなかしんどい部分があって、じゃあ、外部の解説者かということ、なかなか難しいですね。環境省、化学物質の何かアドバイザー制度か何かあったけど、今、あまり使われていないやに、そうでもないんですかね。

猿田課長補佐 もともと人数が少ないということで、たしか50名かな、そういう……。

後藤委員長 別にけなしているわけではなくて、制度をつくるといっても、なかなかそれをずっと維持、運営していくことというのは、もちろんコストもかかりますし、そう簡単じゃなくて、さはさりながら、そういうニーズがあるということで、ちょっと時間も押しておりますので、資料7の環境経営・環境報告に関する官民連携策(案)について、先ほど解説いただきましたけれども、これに対するコメントとか、追加等がありましたら、最

後にぜひいただきたいと思います。

さっき、情報収集、そういったところが報告するのに、情報の精度を上げるために、どういう形で情報を集めるのかということのノウハウ、ハウツーが何かあったらいいねというのがあったと思うのですが、このシート2の情報開示しやすくする仕組みの中で、そういったことも考えるというふうに考えればいいわけですね。

皆様方のほうから何か。

坂上委員 先ほど、いろいろ解説が必要だという話が出たと思うんですけども、ちょっとあまり宣伝はしたくないですけど、XBRL というような技術を使いますと、そのそれぞれの開示項目に対して、例えば説明を与えるためのリンクを貼ることができるんですよ。そうすると、例えば化学物質なんかですと、それに関する情報とか、これはどういう単位で、どういうふうに測定しているのかとか、そういうような情報は簡単に紐付けができて、画面上でクリックしたら解説が見えるなんていうことは、多分それこそ、ICT を使ってやれば簡単に実現できるのではないかなと、個人的には思っております。

後藤委員長 ありがとうございます。

稲永委員 環境報告を促進するということは、一つのテーマになっていると思うんですけど、ある県ですと、その環境報告、特に CO<sub>2</sub> 関係なんですけど、温対法あり、省エネ法あり、県条例あり、市条例あり、独自の法もあったり、一つのテーマに対して5種類も一生懸命つくられているわけですね。だから、そこら辺、そんなにたくさんつくると、労力もありますし、ミスもいっぱい入ってくるので、そういったところをやっぱりすっきりさせるというのも、一つの手ではないかなというふうに思います。

泊委員 今、まさに私が申し上げようとしたことも、先におっしゃっていただいたので、本当に事業者の負担になっている部分が多くて、この 国と地方公共団体との連携の中で、この環境報告を促進すれば、何か免除がされるとか、何かシンプルな形にしてもらえとか、そういったインセンティブがあれば、非常にありがたいなというふうには思っています。

なかなか難しいのかもしれませんが、この中で、そういうふうに予定をされていることがないやもしれませんが、今、非常に環境に関する規制、報告というのはもう多種多様でございまして、どんどん増える一方でございます。そういったことも、これと関連づけて免除していただく、簡素化していただくというようなことも、考えていただければ助かります。

小野委員 今、インセンティブに関してなんですけれども、意識調査の結果で、仕入先の重要な環境課題というのを見ると、CO<sub>2</sub>じゃなくて、その化学物質が一番重要だと考えているというところが一番多いというところで、ただ、化学物質の削減というのは物すごくコストがかかるんですね。省エネは、いわゆる焼却ができるので、何も言わなくても、自分たちでやるんですけども、化学物質の削減というのは、もうかなりコストをかけないと、もう下げられないところがありまして、特にうちなんかは化学物質をたくさん使っているんで、もうこれだけ投資しないと、もう下げられないというところまで来ているんですね。

こういった、ほかの企業の方々も困っていると思うんですけども、うちも社内目標、幾らまで下げるといった目標があって、それに対して、その各事業部、できるのかといった場合に、これだけかければできるんだけど、事業環境が今はちょっと、もうちょっとペンディングにしたいとかいうことで、なかなか環境と経済をどうするのかというところで、いつも問題になるんですけども、そういうので、そこでインセンティブなんですけども、化学物質に対して一生懸命やっているところに対しては、何らかのインセンティブを与えるというふうなものも、非常にいいのではないかと思います。

後藤委員長 例えばどんなインセンティブが考えられますか。

小野委員 そうですね、難しいですけど、目標に対して、それをどのぐらいできたところには、何らかの設備投資に対する税制優遇とか、何かそういうあれがうれしいかなと思いますけど、設備投資しやすいような環境をつくってもらおうと。

後藤委員長 多分、サプライチェーンマネジメントで化学物質に関心が高いというのは、REACHとか、RoHS、自分のところが出す関係で、そういうところをちゃんとウオッチしていきたいということが主なんだろうと思うんですけども、だから、ある意味では、商売する以上、法律を守らないと、欧州で例えば買ってもらえないということになると、そういう要求になるんだろうと思うのですが、そのところをどういうふうにやっていくかと。確かに、インセンティブがあればやりやすいでしょうけど、なかなかよいインセンティブが考えつくのか、難しいかなとも感じているんですけど、でも、そういうご意見ということで、否定するつもりは全くありません。

ほかに。

実平委員 今のに関連して、化学物質という観点で言うと、その排出の規制あるいはCO<sub>2</sub>も化学物質でありますので、そういった規制に関して、日本と諸外国との差があると

ということがあるんですね。例えば、具体的にもうちょっと申し上げると、韓国と日本では差があって、半導体で相当厳しい闘いをして、今はもう負けつつあるというか、状況ではある。さらに、イコールフットイングではない。例えば POC という、ポリフロロカーボンというのを使っているんですけど、これは日本国では当然規制されているので、その GHG の 6 ガスの中に入っているわけですから、これは規制されて、いろいろと、特に円筒パイプなんだけども、除外装置をつけて、相当何千万というのをつけて、それに対して、この国は、あの国はつけなくてもいいとかというと、円高、何とかかんとかと、6 倍ぐらいのパンチを食らっていると。その辺は、私もちょっといろんなあらゆる機会でも申し上げているのですが、ちょっと今、ついでで申し訳ないですが、環境省さんもいらっしゃるので、その辺もちょっとよろしくをお願いします。

後藤委員長 各国の環境規制の違いは、EU のときでも常に問題になったことで、解決は本当に容易ではないですね。でも、企業がご苦労されているのは理解できます。

ほかに何かございますでしょうか。

菊池委員 一言だけ、4 ページに絡んで、人材とか、先ほど来、出ている解説みたいなところになると、NPO、NGO の力をもっと活用するというような表現が、どこに入れるのが一番いいのかわかりませんが、入っていてもいいのではないかなという気がしました。

以上です。

後藤委員長 ありがとうございます。

私は、とりあえず NGO なんですけど、自分で入れていないのではダメですね。どうもありがとうございます。

どうぞ。

泊委員 地域での環境情報の報告というのがありましたけども、単にそのペーパーをとるか、電子データを渡すということだけではなくて、地域でやっている活動に参加をしてみようとか、あるいは、地域にある施設を見ていただくとか、そういったのは一つの報告の形だと思います。実際に体験をしたりとか、体感をしたのが非常に記憶としては残りますので、そういったのも一つの報告のあり方として考えるべきではないかなというふうに思っています。

後藤委員長 ありがとうございます。

実は、NTT グループの環境 goo で、過去 12 年間、ずっと環境報告書の読者のアンケート調査をやっているんですけど、その中で、企業に親しみを感じずる仕組みの中で、工場開放デー



で訪問するというのが、一番、結構高かったような気をしておりまして、そういった紙が出るということよりも、何らかの交流があるというほうがつながりが深くなるということはあるようですので、どこにそれを入れる形にしたいと思います。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

(なし)

後藤委員長 ほぼ予定の時間になりましたので、最後に、事務局から、今後の進め方とか、いろんなことについて、何かコメントがありますでしょうか。

事務局 あまり多くないのですが、次回以降、年明けですけれども、1月末から2月初めにかけて、ワーキングをそれぞれ開催いたしまして、本検討委員会の内容も報告書としてまとめる予定にしております。

それから、第3回の最後の検討委員会ですけれども、そちらは2月28日の13時からで予定しております。委員の方には、また追って、ご連絡さしあげますので、よろしく願いいたします。

後藤委員長 猿田さんのほうから、何か、特によろしいでしょうか。

それでは、あと二、三分、ちょっと残っておりますが、特に皆様方からご質問とか、進め方等について、コメント等ございますでしょうか。

(なし)

後藤委員長 それでは、ないようでございますので、本日の議論は以上で終了させていただきます。

言い残して、こんなコメントがあるというようなことでしたら、事務局のほうに言っていただければと思います。

それでは、どうもありがとうございました。